

第2章 安心・安全

1 警察

緑警察署

所在地 緑区青山三丁目20番地
敷 地 約6,612平方メートル
建 物 鉄筋コンクリート造3階建
一部4階建



警察制度の確立と拡充

愛知県における警察事務は、明治4（1871）年名古屋県庁に聴訟課を設置し、取締係を置いたことが始まりでした。明治6（1873）年6月警察事務に関する規定として、「警察職務之制程」を定めましたが、この規定は司法警察に関する事項が主体でした。

明治7（1874）年8月従前の規定にかえ、警察職制を設け、第一条で「警察係ノ職タル管内人民ノ安寧ヲ保護シ其歡樂疾苦ニ関スルノ事情ヲ未発ノ前ニ搜索シ行政遺漏ノ地無ラシメ」と定めて、警察の任務を明確にするとともに、警察事務が司法だけでなく、消防・衛生・交通行政にも及ぶことを明らかにしました。

明治8（1875）年12月内務省は、従来各府県がまちまちに設置した警察出張所の統一をはかるため、出張所・屯所の設置標準を示達しました。愛知県では、これにもとづいて名古屋・一ノ宮・岡崎・豊橋の4方面に警察出張所が設けられました。

翌9（1876）年12月、警察出張所の下にはじめて警察分署が設けられるとともに、分署下部組織として県下枢要の地に屯所が置かれました。なお、この時鳴海村に警察第一方面名古屋出張所第二分署第一巡查屯所が置かれました。

明治10（1877）年2月、内務省達をもって出張所と屯所の名称を廃し、警察署と交番所に改め、その名称に地名を冠することになり、名古屋警察署平針分署鳴海巡查交番所となりました。同年7月名古屋警察署鳴海分署に昇格しました。

明治12（1879）年11月、警察署・分署・交番所の増設・廃止など組織機構が改革され、熱田警察署鳴海分署となりました。翌13（1880）年12月布達甲第208号により警察署・分署の所轄町村区別が定められました。これによると、鳴海・大高・有松村は熱田警察署、共和村と合併していた桶狭間村は半田警察署の管轄でした。

明治41（1908）年4月には、愛知県に巡查部長派出所を設けることができるようになり、翌42（1909）年12月鳴海分署が熱田警察署鳴海巡查部長派出所となりました。

大正3（1914）年10月内務省訓令第19号により、警部補派出所を設けることができるよ

うになり、同8（1919）年5月県下に熱田警察署鳴海警部補派出所はじめ6か所が設けられました。

また、大正11（1922）年5月半田警察署横須賀分署が警察署に格上げされるなど、分署数が減じていきましたが、同15（1926）年6月勅令第147号により地方官官制が全面的に改正となり、分署制度がなくなりました。愛知県では、同年7月より施行され50年にわたる分署制度に終止符が打たれました。

一方、警察区域についても、昭和13（1938）年10月再度全面的に改め実施されました。これによると、鳴海町は熱田警察署、有松町・大高町は横須賀警察署の管轄となっていました。

戦時下の警察

昭和16（1941）年3月、名古屋市南部工場地域の発展にあわせて、熱田警察署所轄の呼続・笠寺・桜・白鳥の4連区と愛知郡鳴海町および豊明村を管轄区域とする笠寺警察署が設置されましたが、同19（1944）年2月には戦時下における対空防衛上、市内各署の管轄区域と行政区域とを一致させるため、南警察署と名称変更になりました。

昭和17（1942）年には、戦争遂行のため官庁事務の再編成など行政簡素化が強力に進められ、警察官も減員され、翌18（1943）年4月南警察署鳴海巡查部長派出所へ格下げとなりました。また警察事務にも防空・経済統制と戦時色の濃い事務が加わりました。

自治体警察の設置

戦後の社会情勢不安の続く中、昭和23（1948）年3月には警察法が定められ、市および人口5千人以上の市街的町村は、自治体警察の設置が義務づけられました。これは、従前の中央集権的警察制度を廃し、警察行政を国家地方警察と自治体警察との2本立てにしました。これにより、愛知郡鳴海町と知多郡大高町は各々自治体警察を設置し、知多郡有松町は国家地方警察知多地区警察署の管轄となりました。

なお、同23（1948）年3月消防組織法が施行され、従来警察の指揮監督に属していた消防は、完全に警察組織から独立しました。

その後、警察力の弱体化や自治体警察の財政難などにより、昭和26（1951）年6月警察法の一部改正が行われ、人口5千人以上の市街的町村では、住民投票によって任意に警察を存廃できるようになりました。大高町では、昭和26（1951）年9月30日をもって自治体警察が廃止となり、同年10月国家地方警察知多地区が東・西に分かれ、有松町と同じく新設となった国家地方警察知多西地区警察署の管轄となりました。

都道府県警察の設置

昭和29（1954）年7月には、警察法が全面的に改正され、国家地方警察と自治体警察は

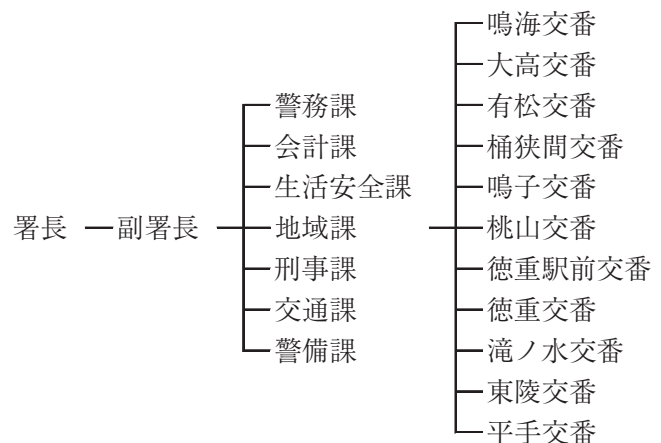
ともに廃止され、都道府県警察一本となりました。これに伴い愛知県警察が発足し、鳴海町は愛知警察署、大高町・有松町は横須賀警察署の管轄となりました。

なお、同年9月愛知県警察署職務規程が制定され、この規程により次長制度が採用されたほか、課制が実施され、現在の体制の基礎となりました。

昭和39（1964）年12月1日には、知多郡大高町・有松町が緑区に合併したため鳴海町を始め3町とも愛知警察署の管轄となりました。

昭和49（1974）年8月1日、緑警察署が分離独立し、緑区内全域を管轄することになりました。以来、緑区の発展とともに署員数も増加し、平成8（1996）年警察署庁舎が増築され、現在に至っています。

現在の組織図



活 動

愛知県警察は、「安心」して暮らせる「安全」な愛知を確立するため、常時警戒、有事即応の態勢で活動しています。

緑警察署の管内情勢は、地下鉄桜通線の延伸、国道302号線及び名古屋第二環状自動車道の開通による交通網の著しい発展により、商業施設や大規模な宅地開発が進み、人口が名古屋市内の区として最多の23万人を超え、現在も増加を続けています。



緑区区民まつり緑警察ふれあいコーナー

また交通量も増加しており、犯罪や交通事故の増加が懸念されるところではありますが、住民、行政、地域団体等と共に安心・安全なまちづくりを推進し、犯罪の予防と検挙、交通事故の防止など公共の安全と秩序の維持にあたっています。

今後も、愛知県警察の最重要課題として掲げられている、

- 犯罪の抑止
- 交通死亡事故の抑止
- 弘道会を中心とした暴力団の壊滅に向けた対策の強化



緑区長による署員激励

等に取り組み、県民の生活を脅かす犯罪の抑止と検挙を徹底するとともに、社会の根幹を揺るがす事象へは的確に対応していきます。また、安全な交通社会の実現や大規模地震等の災害発生に備えた総合的な諸対策を徹底することにより、県民の信頼に応える警察活動を推進していきます。



2 消 防

緑消防署

所在地 緑区滝ノ水四丁目2007番地

敷 地 約3,305平方メートル

建 物 鉄筋コンクリート造2階建



消防の沿革

明治・大正の消防

明治の初めまでは、江戸時代よりの消防自治組織である火消組が市街各町に置かれていました。公的な定めができたのは、明治7（1874）年3月で当時の名古屋・熱田を対象に「消防規則」が制定され、警察の指揮監督による組織的な消防活動が開始されました。

その後、明治10（1877）年4月には「消防規則」が改められ、消防指揮役・消防夫・消防器械・非常合図等のほか消防組の心得が定められました。当時、名古屋には5組の消防組が置かれていましたが、全国的には市町村が費用を負担する公設のものと、有志によって組織された私設のものがあり、各地域によって消防組の組織はまちまちでした。

消防組織が全国的に統一されるに至ったのは、明治27（1894）年2月の勅令による「消防組規則」の制定によるものです。この制度により、消防組は市町村を単位として、府県知事が設置することとなり、公設・私設の区別なく市町村単位に再編成され、経費は、市町村で負担、消防組頭以下の任免と指揮監督は警察が行うなど公共機関としての消防制度が確立されました。

本県では、同年5月県令で「名古屋市消防組細則」と「町村消防組細則」とを定め、消防組の組織・任免・服務・給与などについて詳細に規定しました。同時に、器材も旧藩時代の竜吐水・玄蕃桶を廃止し、腕用ポンプにするなど消防力の強化を図りました。

大正8（1919）年7月には、特設消防署規程が定められ、6大都市に官設消防署を設けることとなり、本市においては、中・南消防署を設置しました。大正中期ごろからはガソリンポンプが普及し始めるなど、消防機器が著しく進歩しました。

消防団の誕生

昭和14（1939）年4月1日警防団令が制定され、消防組は昭和6（1931）年ごろから防空警備のため各地に設置された防護団と統合されて、新しい制度の警防団へと発展的に解消しました。警防団は戦時中防空・水火災消防その他の警防に従事し、特に防空・防火等の活動にあたり、警察署・消防署と一体となり戦時下の治安維持につくしました。

昭和22（1947）年5月1日勅令第185号で「消防団令」が公布され、従来の警防団は消防団に生まれ変わりました。新しく誕生した消防団は、郷土愛護の精神をもって社会の災厄を防止する奉仕的団体で、原則として1市町村に1団を設置することとされました。

自治体消防の発足

従来、消防は内務大臣の指揮監督のもとに警察権の範囲に属していましたが、昭和23（1948）年3月、「消防組織法」が施行され、警察組織から分離されることになりました。これは、民主化及び地方分権の趣旨に従い、市町村が区域の消防を十分に果たす責任を有すると定められたことによるもので、各市町村に消防本部・消防署・消防団の全部または一部が置かれました。

本県においては、名古屋市消防部と特設消防署が名古屋市に移管され、同時に消防本部としての消防局と消防署が設置されました。また他の市町村は、非常勤の消防団による新消防体制を確立しました。こうして明治7（1874）年消防規則が制定されて以来、警察組織のもとにあった消防は、市町村の自治体消防へと性格を一変しました。

緑消防署の発足と変遷

昭和38（1963）年4月1日緑区発足と同時に、区役所（旧鳴海町役場）敷地内に緑消防署を設置し、消防署長以下17名で業務を開始しました。翌年11月救急隊を配置し、同年12月1日には大高支所（旧大高町役場）内に大高出張所を開設しました。昭和40（1965）年6月本署を潮見が丘二丁目地内に移転し、翌年6月には大高出張所を現在の大高町字下塩田地内に移転し、昭和48（1973）年12月に大高出張所にも救急隊を配置しました。

その後、昭和50（1975）年4月1日に有松出張所、昭和55（1980）年4月26日に戸笠出張所を設置し、平成3（1991）年5月には本署を現在の高ノ水四丁目地内に再度移転しました。さらに、緑区の人口増等発展に合わせ消防力を強化するため、平成4（1992）年5月12日には鳴海出張所を設置し、平成23（2011）年10月1日に戸笠出張所を東部方面に移転して救急隊を新たに増隊し徳重出張所として運用を開始しました。

現在、署員数は144名となり、日夜消防防災の知識と技術の練磨に努め、緑区の安全と安心を守っています。

火災予防

広報活動

年間を通して様々な火災予防広報行事を行い、区民の皆さまの声を聴くとともに、新聞

やラジオなどのマスメディアを活用したり、消防音楽隊の演奏活動や各種広報物を配布・掲出するなどして、効果的な広報活動に努めています。また、防災活動能力の向上を目的に、女性などを対象にした防災セミナーを開催し、地域防災力の向上を推進しています。

防火管理の指導

学校・病院・工場・百貨店等で多数の者が出入りし、勤務または居住する防火対象物において防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく消火・通報・避難訓練実施の指導を行っています。また、高層建築物等の防火対象物で管理について権原が分かれているものについては、共同防火管理組織の設置指導を行っています。

火災予防査察

防火対象物の火災・人命損傷危険を事前に排除するため、立入検査を行い、火災予防上改善を要するものについては、指導を徹底し、必要に応じて命令等の法的措置をとり、公共の安全確保に努めています。

危険物の規制指導

危険物施設等の位置・構造・設備をはじめ管理面について、規制や指導を行い、災害や事故防止を図っています。また、危険物取扱者や従業員等に対し安全教育を実施し、危険物施設の保安管理体制の確立と地震時における危険物保有事業所の自主防災体制の充実、強化を図っています。

建築物の防火指導

建築物の新築・増改築等の設計施工段階において、消防の意見を反映させること（消防同意）により、施工の確認と防火の指導を行っています。また、高層建築物・地下街・ホテル等のじゅうたん・カーテン等について防災物品の使用を指導しています。

火災原因の調査

火災の原因・損害程度を調査し、出火原因や延焼拡大要因を解明することにより、将来の効果的な火災予防対策や消防活動等に必要な基礎資料に役立てています。



消防活動

消防部隊の配置

消防署及び出張所には、指揮調査隊や消防隊、救助隊を配置しているほか、特定の出張所には、化学災害に関する専門的な知識・技術を備えた化学隊、建築物の防災設備や構造に精通した設備工作隊、消防部隊の管理技術を備えた監視警備隊を配置し、様々な災害に対応できる体制を整えています。



緑消防署に配置されている消防部隊は、指揮調査隊1隊・消防隊5隊（設備工作隊1隊と監視警備隊2隊を含む。）・救助隊1隊で、はしご車や防災支援車の運用も行っています。

出動体制

出火場所の特性や対象物の種類、気象状況等に応じて、出動する消防部隊の規模をあらかじめ事前の計画として定め、その計画に基づいて災害を覚知すると同時に出動する消防部隊を編成して出動命令を出し、災害対応にあたっています。

警防計画の策定

火災が発生した場合、特に人命危険が高く、消防活動上困難を伴う建築物及び地域について、事前に平面図・地域図・火災防御計画書等から成る警防計画を作成し、消防隊が的確な活動を行えるようにしています。

消防水利の機能保全

火災の際に活用する消火栓などの消防水利を常時使用可能な状態に保つよう、その位置、異常の有無、付近の障害物件等を定期的に調査し、機能の保全に努めています。また、消防水利の位置を明確に標示し、駐車違反などによる使用障害を防止するため、消火栓、防火水槽などには、消防水利標識を設置しています。

消防訓練

災害現場において、消防部隊がより効果的に現場活動を展開するために、消防（救助）訓練実施計画に基づき消防署や出張所等において、訓練を反復実施することにより消防技術の向上を図っています。また、年間を通じて各消防隊が防災技術訓練センター（消防学校内）へ出向し、各署所等では実施できないような高度な訓練を行って、様々な災害に的確に対応できるよう努めています。

救急活動

救急体制

市内38隊、うち緑区では3隊の救急隊を適正配置し、各種の救急事故や急病等に対応しています。なお、救急車には救急救命士が乗車し、高度な救命処置を行いながら、傷病者の症状を悪化させることなく、その症状にあった最寄りの医療機関に速やかに搬送しています。



応急手当等の普及

呼吸停止、心拍停止、大出血等といった傷病者の生命に重大な危険を及ぼし、応急手当の開始が寸刻を争う場合には、その場に居合わせた市民による適切な応急手当は、命を救う上で欠かすことができません。このことから、応急手当指導員及び応急手当普及員を養成し、地域住民や事業所の従業員等に対し救命講習を行って救命率の向上に努めています。

救助活動

救助体制

救助隊16隊のほか、特別消防隊5隊を市内に配置し、火災出動・救急出動をはじめとして、高所や低所で発生した救助事案や交通事故・作業事故等で救助を必要とする場合に特殊な救助用資器材を活用して安全かつ迅速な救助救出活動にあたります。また、消防航空隊が航空救助に携わるほか、特別消防隊では、11名の国際消防救助隊員を登録し、国外で発生した大規模災害への派遣体制を常時整えています。緑消防署では、徳重出張所に救助隊を配置しています。



隊員の育成

消防学校における救助課程やその他の教養を実施するほか、救助技術発表会や各種の訓練を実施するなど有能な隊員の育成に努めています。

緊急消防援助隊

国内で発生した地震等の大規模災害時において、被災地の市町村を応援するために、救助活動、救急活動、消火活動等を行う部隊を編成し、迅速に出動できる体制をとっています。平成7（1995）年1月17日の阪神・淡路大震災や平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災においても、多数の部隊を派遣しています。東日本大震災では、緑消防署から、のべ4隊16名の署員を緊急消防援助隊として宮城県亘理地区に派遣しました。



防災活動

防災体制

風水害や地震等の災害から市民の暮らしを守るため、災害対策基本法及び水防法に基づき名古屋市防災会議を設置し、地域防災計画及び水防計画を定め、これらの計画に基づき関係機関と密接な連絡調整を図り、災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応できる体制の確立に努めています。



当署では、緑消防署非常災害警防計画を策定し、災害時に区役所に設置される区本部や区内の消防団を始めとする防災関係機関、各事業所及び各種地域団体と緊密な連携のもと迅速かつ的確に防災活動を展開し、市民の生命や財産を災害から守ります。

自主防災組織

昭和56（1981）年から町内会、自治会単位に実効性の高い自主防災組織づくりを推進し自主防災組織が適切に活動できるよう模擬火災の消火訓練、三角バケツによる投水訓練、心肺蘇生法、三角巾を使った止血処置等の応急手当訓練など各種の訓練指導に努めています。区内では、現在416の自主防災組織が結成されています。

防災安心まちづくり活動等

市民、事業所、行政が一体となって放火火災などに対する防火活動、地震・風水害などの大規模災害に対する防災活動など地域における防災力の向上をめざし、各学区に設けられた「防災安心まちづくり委員会」と「緑区安心・安全で快適なまちづくり協議会」のもとに設置された「緑区防災安心まちづくり部会」が中心となって防災安心まちづくりのための活動を展開しています。

また、大きな災害が発生したとき、要援護者の安否の確認や救出・救護、避難誘導を速やかに行えるよう、助け合いの仕組みづくりを推進しています。

消防団の活動

消防団の任務

消防団は、郷土愛護の精神に基づき消防組織法により組織された地域に密着した消防防災機関であり、原則として小学校の通学区域ごとに設置されています。

火災・水災等の災害時には、消防部隊と連携して消防防災活動、応急救護活動等にあたり、平常時には、火災予防広報、防災指導等に従事し、地域防災の上において、大変重要な役割を果たしています。

さらに、消防団には、地震などの大災害に備え、地域の防災リーダーとしての活躍が大いに期待されています。

区内には、28消防団が組織され日夜献身的に活動を行っています。また、消防団相互の協力、連携と連絡調整を図る目的で緑区消防団連合会が結成されています。

消防団連合観閲式

消防団の装備並びに訓練礼式について、名古屋市長が観閲を行うとともに、規律厳正な部隊行動を地域住民に披露することにより、防災及び消防団活動に対する理解と認識を深めていただくために、3年ごとに1回実施しています。



ポンプ操法大会

消防団員が可搬式消防ポンプ取扱要領の習熟及び消防技術、団結力並びに士気の高揚を図り、もって大規模地震災害時における活動能力の向上を図るために毎年（消防団連合観閲式開催年を除く。）実施しています。

第3章 生 活

1 環 境

緑環境事業所

所在地 緑区鳴海町字天白90番地
敷 地 約2,067平方メートル
建 物 鉄筋コンクリート造3階建



環境事業の沿革

本市において、ごみ処理が組織的に行われるようになったのは、明治33（1900）年、汚物掃除法が施行され、ごみ処理が市の義務とされてからです。

戦後の一時期までは、市周辺部での埋立や農村における処理に相当量依存していました。しかし、その後、農村の需要は減少傾向となる一方、市民生活の安定とともに、ごみ処理量が増加してきたため、焼却所の増改築が進められました。

昭和30年代から40年代になると、高度経済成長期が訪れ、ごみ処理量も加速度的に増加しました。また、その内容も耐久消費財やプラスチック類が増えるなど、状況が大きく変わってきたため、昭和43（1968）年、可燃ごみ収集の全車両を機械車にすることにより効率を高めたほか、粗大ごみ収集を開始しました。

また、昭和49（1974）年からは、焼却の際に発生する燃焼ガスによる公害防止・焼却炉損傷防止のため、びん・缶・プラスチックなどを「分別ごみ」として別途収集することとしました。

家庭ごみを中心とするごみ収集については、曜日を定め、人の力で積み込むという基本的な形態は、明治以来、ほとんど変わっていませんが、時代の変化に伴い、ごみ容器は、木箱⇒ポリ容器⇒ポリ袋⇒指定袋に、収集回数は、月5回又は月10回⇒戦中戦後はやや不規則⇒週2回、収集車両は、馬車⇒貨物自動車⇒機械車⇒プレス車へと変更してきました。

資源収集については、昭和58（1983）年から、南区において空きびん収集を実施し、その後、順次拡大を図り、現在では、全市で、空きびん・空き缶・ペットボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装・紙パックの収集を行っています。

平成3（1991）年度から、子ども会やPTA等が行う資源回収の取り組みに対して事業協力金を支給する「集団回収登録制度」を開始しました。その後、市民団体がスーパーの駐車場等を利用して行う「リサイクルステーション」活動への支援や、古紙業界による「古紙リサイクルセンター」の開設等、制度の充実を図ってきました。市民による自主的な資源回収の量は、市全体の資源分別量の約3分の1を占めており、資源化推進に大きな役割

を果たしています。

本市のごみ行政は、平成11（1999）年1月に大きな転機を迎えることとなりました。

それまで、ごみ処理量は一貫して右肩上がりが増え続け、平成10（1998）年度には、年間100万トに迫り、焼却・埋立の両面で、処理能力の限界を迎えつつある状況になっていました。

藤前干潟に次期埋立処分場を建設する計画を進めていましたが、藤前干潟が渡り鳥の重要な飛来地であったため、埋立中止を求める声が強まっていました。

こうした状況の中、「快適で清潔な市民生活と自然環境の保全との両立」をいかにして図るべきか悩み抜いた末に、藤前干潟の埋立計画の中止を決断しました。平成11（1999）年2月には、「ごみ非常事態宣言」を発表しました。この宣言は、市民・事業者の皆さまに対し、名古屋市のごみ処理の窮状を率直に訴えるとともに、市民・事業者・行政の協働のもとで、20世紀中（2年間）に20㍓、20万トの大幅なごみ減量を訴えるものでした。

「ごみ非常事態宣言」後、平成11（1999）年に空きびん・空き缶収集の全市拡大、平成12（2000）年には、プラスチック製容器包装・紙製容器包装の資源収集の実施、指定袋制の導入など、さまざまな施策を矢継ぎ早に実施することにより、平成12（2000）年度のごみ処理量は、76.5万トとなり、「ごみ非常事態宣言」に掲げた目標を達成することができました。

分別文化が定着した現在では、「ごみ非常事態宣言」時と比べ、ごみ処理量は約4割減、資源分別量は約2倍、埋立量は約8割減と大きな成果を上げています。

また、分別・リサイクルの取組みのほか、「ごみも資源も、元から減らす」発生抑制の取組みの第一弾として、レジ袋削減運動を進めています。

平成15（2003）年10月に開始した、市内共通還元制度「エコクーびょん」に続き、平成19（2007）年10月から緑区においてレジ袋有料化促進モデル事業を実施し、平成21（2009）年4月に全市でレジ袋有料化を実施しました。

有料化参加店舗数は、1,255店舗（平成25年4月1日時点）と全国最大規模で展開しており、レジ袋辞退率は約9割を維持しています。

さらに、個別のリサイクル法も整備され、平成13（2001）年には、テレビ・エアコン・洗濯機（平成21年から衣類乾燥機追加）・冷蔵庫の家電4品目、平成17（2005）年にはパソコンを対象として、消費者が回収・リサイクル費用を負担し事業者の責任でリサイクルするしくみが整備されています。

本市では、明治45（1912）年、し尿の処理を全国に先駆けて開始しました。

当時、し尿は肥料として有価物として取り扱われていたため、請負業者から請負金を徴収して、くみ取り処理を開始しました。

その後、人口の増加により、し尿の量も増加しましたが、収集したし尿の大部分は農村へ交付して処理されていました。また、昭和初期には、下水処理場の建設が始められ、下

水道投入も可能になりました。

戦後、農村の変革と化学肥料の普及により、農村還元量は減少の一途をたどり、市の処理量は年ごとに増大しました。昭和34（1959）年の伊勢湾台風の被災体験から収集作業の機械化を痛感し、昭和38（1963）年から、全市域を吸上車による直接くみ取りとしました。

昭和40（1965）年以降、下水道処理区域の拡大により、水洗便所が増加したため、し尿処理量は毎年減少する傾向にあります。

昭和53（1978）年より収集日を事前にお知らせする予告収集を順次実施し、昭和56（1981）年から、あらかじめ4か月分の収集予定日を定め、事前にお知らせする定日収集を行っています。

緑環境事業所のあゆみ

昭和38（1963）年4月1日、緑区の誕生とともに、緑清掃事務所が設置されました。

当時は、木造二階建てで区役所内（旧鳴海町役場、現在の緑生涯学習センター所在地）にありました。

緑区誕生以前の廃棄物は、民間委託により処理されていましたが、緑区発足と同時に市直営になりました。

昭和39（1964）年12月1日には、知多郡大高町・有松町が緑区に合併されました。合併前の当該地域の廃棄物は、民間委託により有料で処理されていましたが、合併以後は市直営で収集し、一般家庭は無料となり、収集回数も増加しました。

その後、急激な人口の増加等により業務量が増大したことや、市民サービス向上のために広いスペースが必要となり、昭和46（1971）年9月に現在地に新築移転しました。

昭和49（1974）年8月には、組織変更により、清掃局を環境事業局に、緑清掃事務所を緑環境事業所に改称しました。

平成12（2000）年4月、局再編により、環境事業局と環境保全局を統合し環境局となり、現在に至っています。

業務内容

市民生活において廃棄物の処理は、公衆衛生の向上、生活環境の保全を図るために重要な行政です。

緑環境事業所は、緑区内の全域を対象に、可燃ごみ、発火性危険物、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源（空きびん・空き缶・ペットボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装）の収集・運搬を行っています。

また、緑区に加え、昭和区、瑞穂区、南区及び天白区の5区を対象として、家庭などのくみ取り便所及び工事現場などに臨時に設置される仮設便所のし尿の収集・運搬を行っています。

このほか、資源・ごみの分け方・出し方に関する市民相談や普及啓発、不法投棄の要注
意箇所の巡回パトロール、排出者指導を始め、ごみ減量・リサイクルに関する情報発信・
イベントの開催、集団資源回収を始めとする市民活動支援の窓口など、廃棄物行政の最前
線としてさまざまな役割を担っています。

環境局鳴海工場

所在地 緑区鳴海町字天白90番地
敷地面積 約30,026平方メートル
建物 鉄骨鉄筋コンクリート造
地下1階、地上6階
設備規模 530トン／24時間
(265トン／24時間×2炉)
処理方式 シャフト炉式ガス化溶融炉



概 要

環境局鳴海工場は、昭和45（1970）年から稼働していた旧工場を改築したもので、平成
21（2009）年7月から稼働を始めました。

名古屋市で初めてシャフト炉式ガス化溶融炉を採用しており、可燃ごみだけでなく、こ
れまで埋立処分していた破碎不燃物や他の焼却工場の焼却灰も合わせて溶融処理し、スラ
グ・メタルに再生しています。



溶融炉から産出されるスラグ・メタルの資源化に
より、埋立処分は集じん灰のみとなり、従来方式と
比べ、大幅に最終処分量を低減しています。

溶融スラグはアスファルトの細骨材など土木用資
材として利用し、溶融メタルはカウンターウェイト
などに利用しています。

また、ごみの処理で発生した熱を利用して、工場
内の給湯や隣接する緑環境事業所の給湯や冷暖房に
利用しているほか、発電を行っています。発電した
電力は工場の中で使用し、余った電力は電力会社に
売却しています。



中央操作室

鳴海工場は名古屋市で初めて、施設の設計と建設
から維持管理運営までを一体で民間事業者に委ねる
P F I 方式を導入しています。

2 土 木

緑土木事務所

所在地 緑区左京山3027番地の1
敷 地 2,680平方メートル
建 物 鉄筋コンクリート造2階建



沿 革

戦前の土木行政

本市の土木事業を担当する機構は、遠く明治23（1890）年に市土木課として発足し、全市域を管轄していました。当時の事業としては、道路改修計画に基づき、明治中期から大正初期にかけ、広小路線、大津町線、江川線など主要な道路の改修を実施しました。さらに、大正8（1919）年には道路法が、翌年には、都市計画法がそれぞれ制定、施行されると幹線道路は「都市計画事業」として本格的に整備されるようになりました。また、都市計画法による街路網の決定を契機として、土地区画整理組合が続々と設立され、区画整理事業が盛んに行われるようになりましたが、その区域は広範囲にわたり、当時の市域面積の2分に1にも達するものでした。

明治22（1889）年の市制施行後、大正13（1924）年までは、土木事業の現場事務所はありませんでしたが、同年4月に、道路の小修繕などを担当する第一線の機構として、当時の4区（西・東・中・南）に、現在の土木事務所の前身である土木管区事務所が設置されました。

この管区事務所を総括する市の機構は、市土木課でしたが、機構改革により大正14（1925）年に土木局となりました。土木局は昭和19（1944）年まで続きましたが、その後の太平洋戦争の激化に伴う戦時体制に即応するため、昭和20（1945）年に施設局と改められ、戦時下の土木事業を行いました。

戦後の土木行政

昭和20（1945）年8月の終戦とともに、灰じんと帰した市内を復興するため、翌年4月に、施設局を復興局と改称し、全国にその例を見ない4,400メートルにおよぶ大規模な戦災復興区画整理事業を実施しました。この事業では、100メートル道路の設置や平和公園の建設など大事業が進められました。

その後、復興事業も収束の段階を迎えた昭和28（1953）年に、復興局は建設局として生まれ変わり、幹線街路の拡幅のほか、橋りょうの改築及び鉄道との立体交差等、新しい都市建設の第一歩を踏み出すこととなりました。

昭和32（1957）年には、名古屋市将来計画基本要綱が策定され、事業が一層増加しま

した。それに伴い、建設局は、計画部門と事業執行部門に分離し、それぞれ計画局と土木局に改称しました。その後、平成12（2000）年4月の局再編により土木局と農政緑地局が統合し、緑政土木局となり現在に至っています。

緑区の土木事業を担当する機構としては、本市合併前は、旧鳴海町では、鳴海町建設課及び愛知県名古屋土木事務所が、旧有松町、大高町では、それぞれの町土木課及び愛知県半田事務所が管轄していました。その後、昭和38（1963）年4月には、鳴海町の合併による緑区の誕生とともに、緑土木出張所が設置され、土木事業の第一線を担当することとなりました。この土木出張所は、昭和46（1971）年8月に土木事務所と改称されました。平成22（2010）年3月には、それまでの潮見が丘から左京山へ移転して、水害や地震災害などに対応する地域防災拠点として、機能強化を図っています。

事業内容

土木事務所は、一区に一事務所が設置され、道路・橋、河川・水路、公園・緑地について日々パトロールを行うとともに、施設の新設・改良・維持修繕等の工事の実施や施設の管理、放置自動車や放置自転車への対応など様々な業務を行っています。また、防災・災害復旧活動や、有料公園施設の利用受付などを行っています。

道路の整備

区内の道路は国道・県道・市道をあわせて総延長772.75^{キロ}、その面積は6.10平方^{キロ}で、区の（行政）面積の16.12^{ヘクタール}を占めています。このうち舗装の終わっている道路は99.37^{ヘクタール}です。なお緑区においては、民間施行の土地区画整理事業が活発に行われており、これにより生みだされた道路が多いということが一つの特色となっています。

土木事務所では、区内の道路が常に良好な状態に保たれるように道路パトロールを実施し、道路の危険個所の発見、不法占拠等不正使用の是正、道路上での工事实施状況等の監督、指導を行っています。

さらに道路の補修、改良のほか、歩道・防護柵等の交通安全施設を設置するなど安全で快適な道路が確保されるよう日々努めています。

道路の現況（平成24年4月1日現在）

種 別 \ 区 分	名古屋市	緑区
行 政 面 積(平方 ^{キロ})	326.43	37.84
舗 装 率(%)	99.28	99.37
延 長(メートル)	6,366,404	772,746
面 積(平方メートル)	55,632,878	5,485,909
道 路 敷 面 積(平方メートル)	59,048,836	6,099,107
歩道のある道路延長(メートル)	2,327,315	213,602
道 路 率(%)	18.09	16.12

治水対策

区内の河川は、平成21（2009）年以降、段階的に愛知県から河川権限移譲を受け、平成25（2013）年現在、天白川を除くすべての河川を本市にて管理しています。それらの河川は、水害を未然に防ぐため、公共下水道整備との整合性を重視した「名古屋市総合

排水計画」に基づき、水路の改修工事と協調して整備を進めており、一時間あたり50ミリの降雨に対応した河川改修は完了しています。また、河川や水路の負担を軽減する為、ため池を利用して雨水の流出抑制を図る雨水貯留事業等を実施するとともに、土地区画整理事業や開発行為等の宅地開発に対しても、雨水を貯留・浸透させる施設の設置について指導や協力要請を行っています。

水防活動

台風や集中豪雨により洪水・高潮等のおそれがあるときには、災害を未然に防ぐために水防管理者（名古屋市にあっては市長）の発する非常配備指令により非常配備体制を整えています。その主な任務には、1. 各種情報の収集、2. 河川水位の監視、3. 河川・ため池・急傾斜地崩壊危険区域及びがけ崩れ注意箇所等の巡視及び復旧、4. 工事個所の災害予防及び応急復旧、5. 道路、橋梁、河川、公園等の被害状況調査、6. 水防用資機材等の調達などがあります。

公 園

現在、区内には表のように公園・緑地があり、市民生活に憩いとやすらぎを与えるとともに災害発生時の避難場所として大切な役割を果たしています。

土木事務所では、公園が常に良好な状態に保たれ、市民に親しまれ十分利用されるよう園内の除草、清掃に努め、公園巡視員を巡回させて遊具の点検・施設の小修繕、利用者の適正な利用についての指導等を実施しています。また、公園の占用許可、行為の許可の申請、受付及び有料公園施設の受付を行っています。

緑区の二級・準用河川一覧（平成25年4月1日現在）

水系名	級種	河川名	延長（メートル）
天白川水系	二級河川	扇 川	9,835
		大 高 川	2,880
		瀬 木 川	1,040
		手 越 川	1,985
		藤 川	565
天白川水系	準用河川	瀬 木 川	183
		旭 出 川	727
		水広下川	985
		細 口 川	563
		神 沢 川	1,200
		藤 川	2,283
境川水系		鞍流瀬川	1,933
		東 ノ 川	520

公園の現況（平成25年4月1日現在）

都市公園	232箇所	112.00ヘクタール
公園予定区域	7箇所	25.44ヘクタール
そ の 他 公 園	8箇所	20.22ヘクタール
県の都市公園 （大高緑地）	1箇所	100.6ヘクタール

有料公園施設

種 別	設置数	所在公園
野 球 場	1 面	浦里公園
野 球 場	1 面	新海池公園
野 球 場	1 面	姥子山中央公園
テニスコート	1 面	旭出公園
テニスコート	2 面	通曲公園

3 上下水道

上下水道局緑営業所

所在地 緑区青山二丁目16番地

敷 地 5,048平方 m

建 物 鉄筋コンクリート造2階建



名古屋市水道の沿革

水は、日常生活はもとより、産業の発展にも不可欠なものです。名古屋の水道は木曾川を水源とし、大正3（1914）年の給水開始以来、数次の拡張工事を重ね、市勢の発展を支え続けてきました。名古屋市に水道を引く計画は、すでに徳川時代にあり、尾張藩2代目の藩主光友が寛文3（1663）年に御用人に命じて造らせた御用水と巾下上水がそれです。御用水は川村（現守山区の大字川）から勝川（庄内川）の水を引き、名城内の御深井御堀に入れたもので、いわば導水路にあたります。この御用水を樋により巾下方面へ給水していました。これが巾下上水であり唯一の水道として利用されていました。

明治24（1891）年10月の濃尾地震後、その復旧とともに水道施設を完備すべきであるとの議論がおこり、明治26（1893）年に当時の内務省衛生局顧問であった英国人バルトン氏に給水工事の調査を依頼しました。調査結果は、入鹿池を水源とする「名古屋市給水工事に関する意見書」としてまとめられましたが、当時の市財政では、その工費を支出する財源がなく、実施は延期されることとなりました。

しかし、市勢の発展にともない汚水の排出と水道の整備は放置できない状況となったため、明治35（1902）年、当時の市長青山朗は、愛知県技師の上田敏郎氏に水道布設の調査を依頼しました。これを受け、丹羽郡犬山町（現犬山市）地内から木曾川の水を引き、愛知郡東山村大字鍋屋上野（現千種区宮の腰町）の鍋屋上野浄水場で浄水処理をした後に、ポンプで愛知郡東山村大字田代（現千種区田代町）の山頂にある配水場に圧送して配水する計画案が作成されました。この計画は、関係機関の許可等を受けて明治43（1910）年に工事に着手し、大正3（1914）年3月に主要施設が竣工しました。これが、現在「犬山系」と呼ばれる配水系統であり、当時、鍋屋上野浄水場の給水能力は1日およそ5万立方 m でした。

その後、人口の増加や経済の発展、生活の近代化などによる水需要の増大に応えるため8期にわたる拡張工事を経て、現在の市全体の給水能力は、鍋屋上野（29万立方 m /日）、大治（54.4万立方 m /日）、春日井（59万立方 m /日）の3浄水場で142.4万立方 m /日となっています。

緑区水道の沿革

町制（旧鳴海、大高、有松町）当時は、主として井戸水が飲料水等として利用されていました。このため、水道の布設が長年の懸案とされ、昭和32（1957）年に工事着手された愛知用水の完成が待たれていました。昭和36（1961）年12月に愛知用水が完工し、翌37（1962）年3月には県営上野浄水場（知多郡上野町、現東海市上野町地内）が運転を開始しました。同年4月大高町、5月鳴海町、6月有松町がこれを水源として、町営水道による地域への給水を開始しました。送水経路は、愛知用水から上野浄水場へ原水を送り、浄水処理の後に各町設置の配水管を経由して使用者に届けられました。

昭和38（1963）年4月に鳴海町、翌年12月に有松、大高町が本市に編入されました。本市水道の給水は、この直後に行われた配水管延長工事により、鍋屋上野浄水場から南区の春日野配水場を経て行われましたが、3町の編入とともに、これらの区域の水道整備計画を早急に市の事業計画に盛りこんでいく方策がとられ、昭和42（1967）年11月に若田配水場（鳴海町字若田地内）が建設されました。これにより給水の安定化が図られるとともに地盤の高い鳴海町東南部や有松町へと給水区域が拡張されることとなりました。



鳴海配水塔

しかし、その後、緑区を始めとする東部丘陵地域の人口が急増し続けたため、この水需要に応えるため、昭和44（1969）年4月に春日井市鷹来町地内に春日井浄水場が建設されました。緑区へは、この浄水場から猪高配水場を経て送水されることとなり、猪高配水場の拡大整備と合わせて、新たに鳴海配水場（鳴海町字黒石2-263）を建設し、円滑かつ合理的な配水を目指すこととしました。

鳴海配水場の受持区域は、緑区の全域、天白区及び瑞穂区の一部（現在は、緑区のほぼ全域、南区及び天白区の一部）です。この地域は起伏にとんだ地形であるため、自然流下とポンプ圧送の区域に分割するとともに、配水区域内の水圧調整を自動的に行う配水制御方式がとられました。配水場の位置選定の際に考慮されたのは、配水区域のほぼ中央に位置し、自然流下配水に適する高さにあり、地盤が良く、将来増設の余地があることなどです。

昭和58（1983）年2月、鳴海配水場の場内に2層式の配水塔が建設され運転を開始しました。地盤の高低により給水地域の分けを行い、その分けに従い各層から自然流下に

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| S38. 4. 1 | 南業務所緑分所の設置
鳴海町字本町54（旧鳴海町役場内） |
| S39. 4. 1 | 南業務所緑分所が緑業務所に昇格 |
| S39.12. 1 | 緑業務所移転
鳴海町字相原町27 |
| S42.11.15 | 若田配水場竣工
鳴海町字若田1 |
| S44. 7.28 | 緑業務所移転
鳴海町字辻10-1 |
| S47. 3.31 | 鳴海配水場稼働 |
| S49. 1.19 | 緑業務所移転
青山二丁目16（現住所） |
| S51. 3.31 | 若田配水場廃止 |
| S58. 2.21 | 鳴海配水塔運用開始 |
| S59. 3.31 | 県水受水廃止 |
| H12. 4. 1 | 緑営業所へ名称変更 |

より給水するもので、これにより、停電等災害時における、給水の確保と濁水発生の抑止が可能となり、一層の安定給水に寄与することとなりました。なお、これら配水施設の充実等により、昭和59（1984）年4月1日より区内全域が本市水道に切り替わり、22年余に及ぶ県営水道からの給水は幕を閉じることになりました。

上下水道に関する窓口として、緑営業所が置かれています。上下水道の新設や改造の相談に応じているほか、使用開始・中止の申込み、メータ検針、料金業務、修繕工事の受付・施工を行っています。緑区は、今後とも人口の増加が予想され、水道の新設も年間2千件をこえています。引続き、施設整備に努めるとともに、今後とも赤水、出水不良などの一掃、修繕や各種問い合わせ等に迅速に対処し、区民サービスの向上に努めていきます。

合併前の水道の状況

事項	鳴海町	大高町	有松町	三町計
給水人口（人） [昭和37年7月1日]	11,300	5,800	2,400	19,500
給水量（立法 [㍔] ） [昭和37年度]	520,826	155,544	54,299	730,669
配水管延長（ [㍔] ）	44,112	18,550	11,906	74,568

現在の区内の水道の状況

給水人口（人）	[平成23年3月31日]	230,133
給水量（立法 [㍔] ）	[平成22年度有収分]	22,457,227

上下水道局鳴海水処理センター

所在地 緑区浦里五丁目59番地
 処理区域 緑区、天白区の一部
 運転開始年度 昭和44年
 排除方式 分流式
 処理方式 標準活性汚泥法
 処理能力 150,000立方[㍔]/日
 放流河川 天白川



鳴海水処理センター等の沿革

名古屋市の下水道は、上水道と合わせて、明治39（1906）年に調査・計画が市会で議決され、上水道と同じく愛知県技師上田敏郎氏に調査が委嘱されました。明治44（1911）年に工事着手し、翌大正元（1912）年に中区伊勢山町などの一部に下水道が完成し、初めて

利用が開始されました。しかし、周辺町村の編入や人口の増加に伴い拡張工事が必要となりました。また、大正3（1914）年には第1次世界大戦が勃発、全体の工事は長期にわたりました。当時の旧市域の大部分に下水道が完成したのは、大正12（1923）年でした。ただ当時の下水道は、現在のように水処理センターで処理をした上で河川に放流するものではなく、汚水を堀川、新堀川流域に排出するだけのものでした。このため、排出された流域では、悪臭が漂い、汚物が流れるなどの環境の悪化が急激に進みました。これを改善するため、下水処理場の建設に着工し、昭和5（1930）年に堀留、熱田の両処理場が完成し運転が開始されました。以後、第2次世界大戦による中断はあったものの、拡張工事が続けられました。

緑区では、昭和38（1963）年の鳴海町合併に伴い、鳴子地区の下水道施設を市に引き継ぎました。この鳴子地区は、日本住宅公団が団地建設にともない昭和34（1959）年に下水道整備を行い、鳴子処理場を建設しました。鳴子処理場の処理能力は1,400立方メートル／日で計画処理人口は11,000人でした。この処理場は、鳴海処理場（現鳴海水処理センター）の稼動に伴い昭和48（1973）年に廃止されました。また、鳴子地区以外の鳴海町や昭和39（1964）年に編入された大高町、有松町には下水道は布設されておらず、また、当時は旧市域の整備が進められている状況で、直ちに緑区の整備に着手することは困難でした。



建設中の山崎東部下水処理場
（現鳴海水処理センター）

昭和30年代以降、千種、昭和、瑞穂区では住宅開発が進み、人口が急増しました。これらの地域の東部、主に山崎川東部地域の下水を処理するため、昭和44（1969）年に天白川と扇川の合流点に山崎東部下水処理場（現鳴海水処理センター）が建設され、簡易な処理が開始されました。引き続き高級処理の建設に着手し、本格的な下

水処理は、昭和46（1971）年に開始されました。その前年、昭和45（1970）年度末の市全体の下水道の人口普及率は、66％でした。

緑区の下水道整備は、昭和48（1973）年の鳴海幹線下水道建設を皮切りに、鋭意進められることとなりました。これに合わせて、処理場の受け持つ処理区域の見直しが行われ、山崎東部下水処理場を「鳴海下水処理場」と改称し、緑区、天白区の各一部を処理区域としました。鳴海処理場の当初処理能力は、75,000立方メートル／日でしたが、緑区、天白区の整備が進み、また人口も増加したため、能力増強が必要となり、昭和54（1979）年第2期工事に着手、昭和56（1981）年に完成しました。これにより、処理能力は、当初の倍の150,000立方メートル／日となりました。昭和55（1980）年度末の市全体の人口普及率は80％ま

で伸びています。

昭和56（1981）年には、六田・曾根田地区の雨水排水のため六条ポンプ所が建設されました。これは、たびたび浸水被害が発生していた扇川沿いの低地区100[㍔]の浸水防除を目的とするものでした。しかし、当ポンプ所の地盤は固い粘性土で、用地も狭く、さらに家屋が密集しているため、かなりの難工事でした。

同じ年には、大高地域の幹線工事も始まりました。大高地域は、J R東海道本線以東を鳴海処理場で、以西を南区の柴田処理場で処理する計画でした。しかし、地形上自然流下で柴田処理場まで流下させることができないため、大高町一番割地内に汚水中継ポンプ所として大高ポンプ所が建設開始され、昭和58（1983）年に完成しました。

その後も下水道整備が進められ、平成22（2010）年度末の全市の人口普及率は99[㍔]となっています。また、平成20（2008）年に下水処理場の名称変更があり、現在の「鳴海水処理センター」となり、現在に至っています。

4 電 気

沿 革

この地方の電気事業の始めは、明治20（1887）年9月に創始された名古屋電燈会社にさかのぼり、名古屋の街にはじめて電灯が輝いたのは、明治22（1889）年でした。その後、名古屋電燈は漸次周辺部に事業をひろげ、電灯をはじめ動力用電力も次第に普及しました。

当時、知多半島方面にはまだ文明の利器である電灯・電力がなく、同方面に鉄道を敷設するという計画をもっていた愛知電気鉄道が、電灯事業をも兼営しようと、明治43（1910）年3月に電気供給事業の兼営許可を出願し、翌44（1911）年4月その許可を得ました。電気供給関係の設備工事は、鉄道敷設工事と並行して同年8月から進め、名和・日長両変電所の設置と、送電線の建設が終わったのは同年暮でした。有松町から西浦町（今の常滑市南部）までの各町村に1名ずつ勧誘員をおいて、9月から電灯・電力の予約募集をはじめ11月末までに電灯3,000余灯と、相当の電力の申し込みを受けました。

こうして同45（1912）年2月11日の紀元節に、鳴海・有松・大高・横須賀・岡田・大野・常滑・西浦の各町に待望の電灯が輝きました。その後、三和・鬼崎・上野・旭・八幡の各村へ点灯区域を拡張し、同年5月末までに電灯数3,910灯、電力動力数78馬力に達し、需要は漸次増加していきました。

全国的にみると明治末から大正の初めにかけて、一般不況のなかで電気事業が乱立した結果、電力過剰の状況を生じましたが、大正3（1914）年第一次大戦の勃発で事情が一変しました。大戦を契機としてわが国産業は、本格的な重化学工業化をすすめ、これに伴って電力需要は激増し、それまでの余剰電力を消化して、逆に電力飢饉さえ生ずるようになりました。

激増する需要によって生じた電力不足の対策として、補助的に火力設備の設置がすすめられるとともに、政府は、産業用電力確保のために供給区域重複許可の方針をとり、卸し売り専門の電力会社の設立を認めました。この方針に沿って当時の全産業払込資本の約25%に及ぶ資本が電気事業に投入され、大発電設備が続々と竣工しました。しかし、大正9（1920）年の世界的恐慌の影響を受けて、電力需要は停滞し、一転して再び過剰電力の時代が出現しました。政府は、その救済策として企業合同を奨励しました。そのため各地で合同の機運が高まり全国的な規模での企業合同が実施され、大正15（1926）年には、5大電力会社（東京電燈、東邦電力、大同電力、宇治川電気、日本電力）が出現しました。

その後、昭和に入り、17（1942）年の国家総動員法にもとづく配電統制令で全国74の配電事業者は、地域別に9配電会社に統合されました。

戦後の電気事業は、主要産業のうちでも比較的早い立ち直りをみせ、産業の復興と国民生活再建の電動力となりました。しかし決して容易な道のりではなく、設備の老朽化、資源の欠乏等、問題が山積の状態、特に朝鮮動乱後の経済情勢の好転は、電力需給にひっ迫の度を加えていきました。

このような中で、日本発送電（株）と全国9配電会社は、戦前からの「電力管理法」の規制によって旧態のままの経営を持続していましたが、経営形態を再編成しなければならないという機運はしだいに高まっていきました。それが「過度経済力集中排除法」の指定によって、電気事業の再編成は決定的となりました。

事態の急速な進展に対し、中央に再編成中央協議会、地方に地方協議会を設立、中部地区には、日本発送電（株）東海支社と中部配電（株）との間に中部地区協議会が設置され直ちに再編成の準備に着手しました。そして昭和26（1951）年5月1日、日本発送電（株）と各配電会社は解散し、新たに、発送配電の自主的一貫経営による独立採算制の電力会社が中部電力をはじめ、9地区に設立されました。

新たに発足した9電力会社は、14年以来実施してきた電力の国家管理に代わって、民有民営の私企業として、自己責任のもとで電力供給業務を推進する使命を担うことになりました。これは電気事業史上、画期的なできごとでした。

電気事業再編成によって定められていた中部電力の供給区域は、愛知・長野両県と岐阜県・三重県の大部分、ならびに静岡県の一部で、富士川以西でした。

中部電力緑営業所

所在地 緑区大高町字東正地71番地の1

敷 地 8,186平方メートル

建 物 鉄筋コンクリート造4階建、一部6階建



緑区においては、昭和45（1970）年12月に大高営業所が設立されました。設立当時は、高度成長時代の最盛期にあたり、名古屋市内の需要は極度に過密化し、市内隣接地では南東部・東北部を中心に需要急増の現象が顕著になっていました。このような需要増に対処するため、地域に密着しサービスの強化を目的とした営業所が必要となり、名古屋市南東部とその周辺地域を受け持つ拠点として大高営業所が発足したわけです。昭和62（1987）年営業所名を行政区名と同一名称化により緑営業所になりました。現在の営業エリアは、緑区、南区、東海市、大府市、豊明市です。

中部電力緑電力センター

昭和40（1965）年6月に鳴海町前之輪に設立された知多電力所は、より一層地域に密着し、サービス向上を目指すため、平成6（1994）年1月の組織改定によって「緑電力センター」として生まれ変わりました。

緑電力センターは、名古屋市の南部方面（緑区・南区・港区の一部）ならびに豊明市、大府市、東海市を管轄区域とし、主に電気設備の保守を行っています。

管内には全社の20社超過の火力電源を抱えるとともに、名古屋港周辺には、重化学工業地帯もあり、世界最長級のG I L（管路気中ガス絶縁電線・平成10年3月運用開始）を採用するなど、日夜、細心の注意を払いながら、効率的な大容量送電を行っています。

中部電力技術開発本部

所在地 緑区大高町字北関山20番地の1

敷 地 約51,300平方メートル

建 物 鉄筋コンクリート造

地下1階 地上5階建（本館・西館）



昭和40（1965）年6月、大高町地内に総合技術研究所が設立されました。これは、急速な技術革新のニーズに応えて、さらに一段と高度な科学技術の導入と新技術の自主開発を効率的に推進し、成果の有効活用をはかるために設立されたものです。

その後、幾多の変遷を経て、現在の「技術開発本部」となりました。同本部では発電・流通・販売などの各業務部門での研究開発を総括するとともに、電力供給技術の研究開発を行う「電力技術研究所」、お客さまの電気利用技術の研究開発を行う「エネルギー応用研究所」、原子力にかかわる技術研究開発強化の一環として「原子力安全技術研究所」を設けています。

5 ガス

東邦ガスの前身である名古屋ガスは、明治39（1906）年11月、全国で7番目に発足し、翌年10月に営業を開始しました。当時のガスの用途は、灯用と台所の熱用が中心でした。鳴海・有松両町には明治44（1911）年9月、鳴海出張所を開設し、供給を開始しました。しかし、第1次大戦による石炭の高騰に伴い、採算がとれない遠隔地の供給を順次廃止しました。鳴海・有松両町についても大正10（1921）年8月にガス供給を廃止し、翌月には鳴海出張所を閉鎖するに至りました。

大正10（1921）年8月、名古屋市の市域が広がったことに伴い、事業を拡大することとした名古屋ガスは、翌年6月26日に関西電気と合併し、同時にガス事業を分離独立させて東邦ガスが発足しました。鳴海町にガス供給が再開されたのは、昭和11（1936）年でした。東邦ガスが、鳴海町及び大高町の一部を供給区域に編入し、大日本紡績大高工場及び同工場にいたる沿道住宅に供給を開始しました。以降は、軍需工業に対するガス供給が次第に増加し、鳴海においても昭和15（1940）年5月、新設された中央発条鳴海工場へ供給を開始しました。

終戦後、復興とともに営業所を増加させ、供給区域を拡大しました。昭和27（1952）年3月には、瑞穂区堀田通に牛巻営業所を設置し、名古屋市の南部および鳴海町、大高町をその受持区域としました。昭和34（1959）年には、有松町を供給区域に編入しました。同40（1965）年5月には、笠寺営業所を南区前浜通に新築し、従来の牛巻営業所の管轄地域を受け継ぎました。

昭和53（1978）年からは、都市ガスの原料を環境性に優れた天然ガスへ転換しました。緑区は市内に先駆け、昭和57（1982）年には転換作業がすべて完了しました。

天然ガス転換以降、この30年間に、緑区の発展と共に都市ガスの需要は拡大しました。お客さま件数は、平成22（2010）年度末には85千件と約2倍になり平成24（2012）年度末では87千件と増加、販売量は業務用利用の増加もあり、平成21（2009）年度47百万立方メートルと約3倍となり平成24（2012）年度末では52百万立方メートルと増加しました。この間、家庭用ガス機器も進化を遂げ、キッチンではバーナーの全てに安全機器を搭載したS iセンサーコンロ、リビングでは快適性に優れたガスファンヒーターや床暖房、浴室では高効率給湯器のエコジョーズや浴室暖房乾燥機などが普及しました。平成21（2009）年からは家庭用燃料電池エネファームの販売も開始しました。

一方、業務用においても、天然ガス利用が進みました。平成21（2009）年7月には、名古屋市鳴海工場（ごみ焼却場）が完成し、ガス化溶



空から見た名古屋市鳴海工場

融炉（ごみ焼却炉）の補助燃料とガスコージェネに都市ガスを使用しました。

なお、この事業は鳴海クリーンシステムが20年間の運営を行うことになっており、当社も出資企業として参画しています。

6 税 務

本市税制度の変遷

昭和25（1950）年7月31日に現在の地方税法が公布され、市税体系の基礎が確立しました。市税では、従来の地租、家屋税が廃止され、土地・家屋・償却資産を課税対象とする固定資産税が創設されて、固定資産税は市民税と並ぶ基幹税目となりました。

本市では、この2税目のほか、法定普通税として自転車税、荷車税、電気ガス税、広告税、接客人税が、法定外普通税として商品切手発行税がそれぞれ採用されました。さらに昭和26（1951）年には法定外普通税として特別固定資産税が採用されましたが、広告税、接客人税はわずか2年で廃止されました。

その後、昭和29（1954）年に広範囲の法改正が行われ、地方税制度の骨子が出来上がりました。市税の一部が県へ移譲され県民税が創設される一方、自転車税と荷車税が統合されて自転車荷車税となり、また財源補てんのため、市たばこ消費税が新設されました。昭和30（1955）年には特別固定資産税が廃止され、さらに昭和31（1956）年に目的税として都市計画税が創設され、昭和33（1958）年に自転車荷車税が廃止されて軽自動車税が創設されました。

緑区誕生以降の変遷状況

その後も制度の変遷は続きますが、緑区が誕生した昭和38（1963）年4月以降を見ても、昭和40年代後半に、土地の投機的な売買、保有、地価の高騰、公共用地の入手難といった一連の土地問題が生じたため、昭和48（1973）年に法定普通税として特別土地保有税が創設され、昭和49（1974）年には電気ガス税が電気税とガス税に分離されました。

また本市のような大都市地域に企業の事務・事業所が集中し、過度の人口増加が進んで都市環境施設を整備する必要が生じたため、大都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目して、昭和50（1975）年に事業所税が創設されました。

さらに平成元（1989）年には、消費税の導入により電気税、ガス税が廃止され、市たばこ消費税は市たばこ税と名前を変えました。そして同様の理由で、平成6（1994）年に商品切手発行税が廃止されました。

その後、平成15（2003）年の法改正により、特別土地保有税の課税は停止され、新たな課税はされないこととなりました。

税金の種類

こうした変遷の結果、現在の名古屋市の税金は次の6種類となっています。

- 普通税（使いみちが特別に定められず、どのような行政の費用にも充てることができる税）…市民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税
- 目的税（使いみちが特定されている税）…都市計画税、事業所税

税務事務集約の変遷と市税事務所の開設

その後、地方自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを効率よく行うことができるよう、平成19（2007）年度には国から地方への大幅な税源移譲が行われたため、市税の果たす役割はますます重要になっており、一層適正かつ公平な課税・徴収を行い、市民（納税者）の信頼と協力のもと、行政サービスを支える市税収入を安定的に確保することが強く求められています。

こうした流れのなか、本市ではひと足早く平成12（2000）年4月から事業所税の課税事務を中区に、平成18（2006）年4月からは軽自動車税の課税・徴収事務を熱田区に、また市民税（法人）の課税・徴収事務を中村区、中区、熱田区の3区に集約しました。



金山市税事務所



金山市税事務所野並出張所

そして平成22（2010）年4月には、市民の利便性の向上に配慮しながら、税務事務の専門性、効率性の向上を図ることを目的に、従来、各区役所・支所で行っていました市税の課税事務、徴収事務（支所は課税事務のみ）を栄、ささしま、金山の各市税事務所と上社、東海通、野並の各出張所（徴収事務のみ）に集約しました。これにより、緑区にお住まいの方や緑区内に固定資産をお持ちの方の課税事務は金山市税事務所が、緑区にお住まいの方の納税相談は金山市税事務所野並出張所がそれぞれ担当することになりました。

税務窓口の設置

集約の際、市民ニーズが高い所得証明や納税証明などの税務証明の発行や申告書の受付などを行う税務窓口を市税事務所・出張所に加え、各区役所・支所にも設置しました（その後開所した徳重支所にも税務窓口は設置されており、現在税務窓口の数は市内28箇所となっています。）。そして税務証明の発行や申告書の受付は、住所地に限らず、どこの市税

事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口でも行っており、これにより市民サービスの向上を図っています。

主な指標比較

市民税

市民税には、個人の市民税と法人の市民税があります。個人の市民税は所得にかかわらず一定の額を負担していただく「均等割」と所得に応じて負担していただく「所得割」からなり、納付方法は普通徴収、給与からの特別徴収、公的年金からの特別徴収があります。また法人の市民税は国税である法人税の税額にかかわらず負担していただく「均等割」と法人税の税額に応じて負担していただく「法人税割」からなり、納付方法は申告納付です。

市民税納付件数比較（別表1）

別表1のとおり、納付件数は、人口の増加とともに、この50年間で全市の伸び率を倍以上上回り、全市に占める割合も6.7^{パーセント}となっています。

区 分	全 市	緑 区	全市に占める 緑区の割合
昭和39年度	704,267件	21,431件	3.0 ^{パーセント}
平成24年度	2,340,295件	157,366件	6.7 ^{パーセント}
伸び率	332.3 ^{パーセント}	734.3 ^{パーセント}	

固定資産税

固定資産税は、前出のとおり、土地・家屋・償却資産（会社や個人が事業を営むために所有している構築物、機械、備品などをいいます。）に対して課税されます。

土地については、別表2のとおり、この50年間で、数多くの土地区画整理事業が進んだ結果、田畑や山林、原野が大幅に減って、宅地が増えています。

また建物についても、人口の増加とともに、別表3のとおり、この50年間でおよそ4倍となっています。

土地地目別比較（別表2）

区 分	昭和39年度			平成24年度		
	筆数	地 積 (千平方 ^{メートル})	構成比 (^{パーセント})	筆数	地 積 (千平方 ^{メートル})	構成比 (^{パーセント})
田	12,166	6,940	23.4	109	67	0.1
畑	15,173	7,618	25.7	4,856	1,904	5.3
宅 地	14,637	4,669	15.8	71,955	16,711	78.6
池 沼	72	36	0.1	42	13	0.0
山 林	8,219	9,521	32.1	1,403	797	1.5
原 野	1,337	453	1.5	325	107	0.4
雑種地	1,117	404	1.4	12,857	3,813	14.1
合 計	52,721	29,641	100.0	91,547	23,412	100.0

主な家屋の構造・用途別比較（別表3）

区 分		昭和39年度			平成24年度		
		棟 数	構成比 (%)	床面積 (平方メートル)	棟 数	構成比 (%)	床面積 (平方メートル)
木 造	住宅・アパート	13,067	85.8	836,499	38,897	66.5	4,402,203
	事務所・店舗等	304	2.0	32,767	651	1.1	54,557
	工 場 ・ 倉 庫	972	6.4	150,069	396	0.7	32,760
	小 計	14,343	94.2	1,019,335	39,944	68.3	4,489,520
非木造	住宅・アパート	398	2.6	205,911	13,776	23.5	4,030,820
	事務所・店舗等	57	0.4	11,719	1,919	3.3	1,166,974
	工 場 ・ 倉 庫	426	2.8	148,668	2,886	4.9	1,137,588
	小 計	881	5.8	366,298	18,581	31.7	6,335,382
合 計		15,224	100.0	1,385,633	58,525	100.0	10,824,902

7 郵 便

- ・緑郵便局（日本郵便株式会社）
- ・名古屋緑店（株式会社ゆうちょ銀行）

所在地 緑区六田二丁目43番地

郵便のはじまり

郵便が公的に制度化されたのは、明治3（1870）年12月、民部省の「信書郵便に関する法令」によります。これにより各宿駅に書状集函と切手の売りさばき所が置かれ、翌年には、東京・大阪間に毎日1回逡送業務が始まりました。

その後、明治5（1872）年に郵便規則が発布され、郵便制度が全国的に普及しました。最初「郵便取扱所」と称されましたが、後に「郵便役所」さらに同8（1875）年「郵便局」と改称されました。

明 治

明治4（1871）年4月鳴海四等郵便役所、同13（1880）年4月有松五等郵便役所、同28（1895）年9月大高郵便受取所がそれぞれ設置されました。なお有松、大高の手紙の集配は鳴海局で受け持っていました。

その後、鳴海局は明治19（1886）年5月に鳴海三等郵便局、大高局は同32（1899）年11月大高三等郵便局及び有松局は同33（1900）年2月に有松三等郵便局と改称されました。（昭和6年2月に三等局は集配業務を行う集配特定局と窓口業務のみの無集配特定局と名称が改められました。）

昭 和

昭和20（1945）年8月に鳴海郵便局が普通局に昇格し有松郵便局の集配を受け持ちました。昭和38（1963）年4月愛知郡鳴海町が名古屋市と合併し緑区になり緑郵便局と改称しました。昭和48（1973）年10月に現在地に移転し、同年11月に大高郵便局の集配業務を受け持つこととなりました。

平 成

平成19（2007）年10月1日に郵政民営化により郵便事業会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の4つの事業会社に分社化されました。民営化後は、郵便事業会社が集配業務を、郵便局会社が郵便・貯金・保険の窓口サービスを提供し、名古屋緑支店には、ゆうちょ銀行名古屋緑店が併設されました。

平成24（2012）年10月1日、郵便事業会社と郵便局会社が統合し、日本郵便株式会社が誕生しました。緑郵便局では集配業務、郵便窓口業務、保険業務のサービスを提供しています。また、貯金については、ゆうちょ銀行名古屋緑支店がサービスを提供しています。改正郵政民営化法を受けて、郵便・貯金・保険の三事業を郵便局で一体的に提供する体制になりました。

<緑区内店舗>

日本郵便株式会社	緑郵便局	1局
日本郵便株式会社	緑区内郵便局	19局
株式会社ゆうちょ銀行	名古屋緑店	1店

第4章 交通・市街地整備

1 鉄 道

J R 東海

明治5（1872）年9月、わが国で最初に新橋～横浜間を「陸蒸気」と呼ばれた蒸気機関車が走り、鉄道開業式が行われた10月14日は、「鉄道記念日」として制定されています。明治16（1883）年7月、わが国初の私設鉄道である日本鉄道が、上野～熊谷間を開通後、各地に鉄道が開業されましたが、名古屋地方では最初に関西鉄道が名古屋～前ヶ須（現在の弥富）間に開通しました。

一方、官営の鉄道としては明治19（1886）年3月武豊港から熱田駅に至る武豊線が開通しました。この鉄道は、東海道線を敷設する材料輸送を目的に建設されたものですが、当地方で最も早く開業した鉄道です。なお同22（1889）年7月には、東海道線（新橋～神戸間）が全通し、大府駅で武豊線と結ばれました。

明治39（1906）年3月、鉄道国有法が公布され、翌年10月、関西鉄道など17の私設鉄道を買収し鉄道の国有化が完了しました。なお戦後、昭和23（1948）年12月には、日本国有鉄道法が公布され、それまでの運輸省から分離し、現在の公共企業体としての形態になりました。

大きな鉄道のあゆみとしては、昭和5（1930）年東海道本線に超特急つばめ号が運転、同31（1956）年11月東海道本線全線の電化、同39（1964）年10月東海道新幹線開業など輸送力の増強と時間の短縮が図られました。同47（1972）年3月には、名古屋地区の快速列車が1日上下各15本程度まで運転されるまでになりました。同61（1986）年11月、快速・普通が更に増発され、快速・普通合わせて毎時4～6本の列車本数となりました。

その後、国鉄の分割・民営化を経て明治5（1872）年以来115年間にわたって我が国の産業と社会の発展に貢献してきた事業を引き継ぎ、昭和62（1987）年4月、J R 東海が発足しました。平成元（1989）年3月、東海道線には新種別の新快速が投入され同7月には金山駅が開業しました。同11（1999）年12月には、特別快速も新たに投入され東海道線の輸送力は更に増強されました。一方、東海道新幹線は、この間、昭和63（1988）年3月に新富士、掛川、三河安城駅が開業、平成4（1992）年3月に「のぞみ」が300系車両で営業運転開始、同11（1999）年3月には「のぞみ」に新型車両700系の投入、同15（2003）年10月には品川駅を開業し、全列車270キロ／時運転を柱とした抜本的なダイヤ改正を実施、同19（2007）年7月に「のぞみ」に新型車両N700系を投入し、現在に至っています。

大高駅（J R 東海）

大高駅は、明治19（1886）年武豊線の開通と同時に開設しました。当時は単線で駅舎もなく、ただホームが1本あっただけで、乗車券の発売も民間が請負っていました。昭

和37（1962）年2月、新幹線工事のため同10（1935）年3月改築の駅舎が取り払われ橋上駅となり、跨線橋により東西の出入りが自由となりました。同53（1978）年4月、高架工事に伴って、現在の駅舎となりました。

取り扱い業務は、当初一般運輸営業（旅客・荷物・貨物）を行っていましたが、昭和36（1961）年8月に国鉄経営合理化の一環として一般貨物扱いを、同42（1967）年9月にニチボー（旧大日本紡績）大高工場専用線車扱いを、同57（1982）年4月に運転取り扱い業務をそれぞれ廃止し、現在に至っています。

南大高駅（JR東海）

南大高駅は、平成21（2009）年3月14日に共和駅と大高駅間の新駅として開業しました。同駅は、名古屋市南部の鉄道利便性を確保するとともに、東海道本線及び大高川によって分断される東西の通行を自由通路で結ぶことを目的に、平成4（1992）年8月名古屋市より新駅設置の要望を受け、諸々の調整を経て開業に至りました。

駅舎は東西を結ぶ自由通路を併設する橋上駅舎であり、駅の西側には、ショッピングセンターが隣接され、宅地も開発されています。

名 鉄

緑区に初めて私鉄が開通したのは、愛知電気鉄道（明治43年11月創設）による有松線でした。大正6（1917）年3月神宮前から笠寺までの部分開通をみ、5月には有松裏（今の有松）までの開業の運びとなりました。この有松線は同12（1923）年8月東岡崎までの開通により岡崎線と改称され、同15（1926）年4月豊川まで、そして昭和2（1927）年6月吉田（今の豊橋）まで延長され、ここに神宮前～吉田間の豊橋線が全通しました。なお同5（1930）年9月にはこの路線を57分で走る超特急あさひ号が新設されました。

愛知電気鉄道が市東部で活躍していた頃、西部では名岐鉄道が大きく発展していました。この名岐鉄道は、愛知・岐阜両県下の中小私鉄を吸収合併して大きくなった名古屋鉄道と美濃電気鉄道とが合併して昭和5（1930）年8月に設立したものです。

昭和4（1929）年から始まった世界的不況は産業界にも深刻な打撃を与えました。このような経済状態を打開するため企業の合同統制など強力な統制経済を行うべきであるとの意見が高まり、同10（1935）年8月愛電と名岐両者は合併し現在の名古屋鉄道が誕生しました。当時西部線と東部線と分かれていた路線は同19（1944）年9月新名古屋～神宮前間連絡線が開始され名岐線と豊橋線とを合わせて名古屋本線と称されました。

区内の駅（名鉄）

区内には、鳴海・左京山・有松・中京競馬場前の4つの駅があり、その中で乗降人数は鳴海が一番多く他の駅においても年々増加しています。

鳴海駅は有松線開通と同時に開設され、駅舎は昭和25（1950）年9月愛知県で国体が開催された際に鳴海球場（現名鉄自動車学校）で野球大会が行われ表玄関である駅を新

築したものです。その後、時が流れ平成18(2006)年11月から高架駅に生まれ変わり現在に至っています。この高架化により付近の踏切が廃止され交通渋滞が、かなり緩和されました。現在、鳴海駅の1日の乗降者数は約17,000人～18,000人で推移しています。駅周辺にはマンション等が多く建設されています。



名鉄鳴海駅

左京山駅付近には大高緑地公園があり、特に休日にはにぎわっています。また区内には神社・仏閣が多く緑区が発行している沿線ガイドマップもあり人気は高いです。また有松の絞りまつりに合わせて毎年ハイキング等も開催され多くの参加者によりにぎわいを見せています。

2 市交通

市バス

市バスは、通勤、通学、買い物など市民の日常生活を支えるために欠くことのできない身近な交通手段として、日頃から路線の維持・整備に努めるとともに、その機動性を生かしてきめ細かなサービスを提供しています。

緑区内には現在24系統の路線が入り、市内10ある市バス営業所中、緑営業所はじめ鳴尾営業所、野並営業所の3営業所でエリア内を分担し営業運行しています。

市バス事業は皆さまの支えのもとに日々その時代を反映しながら運営しています。近年では「利用しやすく人と地球にやさしい」がキーワードになっており、例えばお客様の利便性を考慮し、地下鉄駅構内などには市バスの運行系統や地下鉄の出入口と市バス乗り場の位置を示す、わかりやすい案内板を設置することや、主な地下鉄駅には、乗り継ぎに便利なバスターミナル（緑区内は徳重交通広場）を設けています。このほか、停留所で市バスをお待ちいただいているお客様のために、屋根つきのバス停・ベンチ・照明付標識を順次設置しています。

さらに、お年寄りや乳幼児をお連れの方、身体の不自由な方をはじめ、どなたにも利用しやすく快適で便利な市バスをめざしています。超高齢社会を迎えた今、昼間時間帯に地域の日常生活に密着した施設を巡回する地域巡回系統バス（緑区内は2系統）の運行もその役割の一端を担っています。

また、社会的な要請から、排気ガスのクリーンな低公害バスや停車中にエンジンが止まることで排気ガスの排出量を少なくするアイドリングストップバスなど地球にやさしいバ

ス車両を採用しています。今後とも、低炭素社会の早期実現に向けて取り組んでいきます。

交通局緑営業所

所在地 緑区兵庫一丁目301番地

敷 地 約11,801平方^{メートル}

建 物 鉄筋コンクリート造2階建、一部3階建



名古屋市交通局は、名古屋市交通事業の経営の基本として「自動車運送事業及び高速鉄道事業を設置し、市域内及びその関連地域における大衆交通機関の整備拡充を図るとともに、常に企業の経済性を発揮し、交通の利便を提供することによって住民の福祉増進に資するように総合経営を行うものとする。」という理念をうたっています。

交通局緑営業所は、この理念に基づき、市域内南東部のバス輸送の拠点とするため昭和61（1986）年10月、緑区南東端の位置に誕生しました。

当営業所のある緑区は、特に東部地区を中心に土地区画整理事業が施行され、一戸建住宅を中心とした建設ラッシュで人口が増加し、近年めざましく市街化が進んだ状況もあって市中心部への交通アクセスが整備されてきたところです。また、徳重交差点北東角には平成22（2010）年5月に緑区役所徳重支所が入るユメリア徳重と、さらに同年11月には大型商業複合施設であるヒルズウォーク徳重ガーデンズも開業し、益々この地域の発展が見込まれています。平成23（2011）年3月27日に地下鉄桜通線が徳重駅まで延伸開業したことに伴い、市バス路線についても地下鉄徳重駅を起終点とする路線等が再編成され、当営業所の役割も東部方面においてさらに重要性が増していくものと思われます。



当営業所は、平成25（2013）年4月1日現在、職員数181名、車両数93両をもって18系統の路線を受け持ち、一日（平日）の延べ走行距離は約9,000^{キロ}となっています。また、路線の範囲は、緑区・天白区を主体とする名古屋市東部・南部地域と、新瑞橋・八事・名古屋大学の主要地点及び地下鉄平針・地下鉄原・地下鉄徳重・地下鉄鳴子北を結ぶ路線を担当するとともに、

区役所支所・病院など公共施設等への利便を確保しています。

これからも早朝から深夜まで、安心・安全・快適をモットーに、お客様への一層のサービス向上に努めてまいります。

地下鉄

地下鉄は、高速で大量輸送が可能な公共交通機関として、昭和32（1957）年11月に東山

線名古屋～栄町（現栄）で営業を開始しました。その後、順次、路線を延長し、現在、東山線20.6^{キロメートル}、名城線26.4^{キロメートル}、名港線6.0^{キロメートル}、鶴舞線20.4^{キロメートル}、桜通線19.1^{キロメートル}および上飯田線0.8^{キロメートル}の6路線93.3^{キロメートル}を営業しており、市内交通の機関的な役割を果たしています。

平成16（2004）年10月の名城線名古屋大学～新瑞橋の開業により、地下鉄環状線が完成し、全国初の地下鉄の環状運転を行っています。

また、平成23（2011）年3月27日には、桜通線野並～徳重が開業し、区内には、相生山・神沢・徳重の3駅が設置され、都心へのお出かけが便利になりました。



3 市街地の整備

土地区画整理事業

土地区画整理事業は、計画的な市街地の整備のため、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることを目的として行われる土地の区画形質の変更、公共施設の新設などに関する事業です。

本市における土地区画整理事業は、明治38（1905）年に最初の耕地整理組合が設立されたことに始まり、市域の拡大や昭和30年代以降のいわゆる高度経済成長に伴う人口の増加と宅地需要の増大があいまって、数多くの組合区画整理事業が施行され、新しい市街地の整備が進められてきました。昭和30（1955）年に土地区画整理法が



伸びゆく市街地（神沢付近）

施行されて以来、平成23（2011）年3月までに204組合（個人施行を含む。）が設立され、その施行面積は8,967^{ヘクタール}と市域の27^{パーセント}を占め、それ以前の耕地整理組合、旧都市計画法による土地区画整理組合及び公共団体等施行も合わせれば市域の68^{パーセント}が区画整理により計画的に整備されています。この実績は全国有数であり、本市が「区画整理の街なごや」と言われるゆえんとなっています。

現在、組合区画整理事業が施行されているのは、昭和30年以降に名古屋市に合併した市周辺部の新市域であり、西部水田地域、守山区志段味地域、東部丘陵地域及び東南部丘陵

地域の4地域に分けられます。東南部丘陵地域にあたる緑区においては、名古屋市に合併する以前の昭和35（1960）年に日本住宅公団（現在の独立行政法人都市再生機構）施行の鳴子土地区画整理事業の着手と鳴海中部土地区画整理組合の設立から始まりました。名古屋市合併後、宅地需要の増大に応じて、平成の年度に至るまで、毎年のように組合が設立され、特に、昭和54（1979）年には167.49㍍という最大規模の滝ノ水土地区画整理組合が設立され、区画道路、公園などが適正に配置された整然とした街並みが形成されました。

こうした組合区画整理事業は、昭和40・50年代は、名鉄名古屋本線以北の鳴海町を中心に行われていましたが、昭和60年代、平成の年度には、有松町、大高町にも拡がって行われています。こうして平成23（2011）年3月までに、60組合が設立され、その施行面積は1,751㍍になっており、区面積の46㍍を占め、そのうち51組合が事業を完了し、1,456㍍が新しい街として生まれ変わっています。

組合区画整理事業により、整然と区画された宅地や道路、公園などの公共施設が整備されるとともに、名古屋第二環状自動車道及び徳重支所の用地の確保、J R東海道本線の南大高駅の整備などが行われ、緑区の発展に大きく貢献しています。こうした健全な市街地の形成が進む半面で、緑区という区名の由来になったと言われる緑豊かな自然環境が減ってきており、今後、緑の保全・創出など自然環境に配慮した区画整理が求められています。

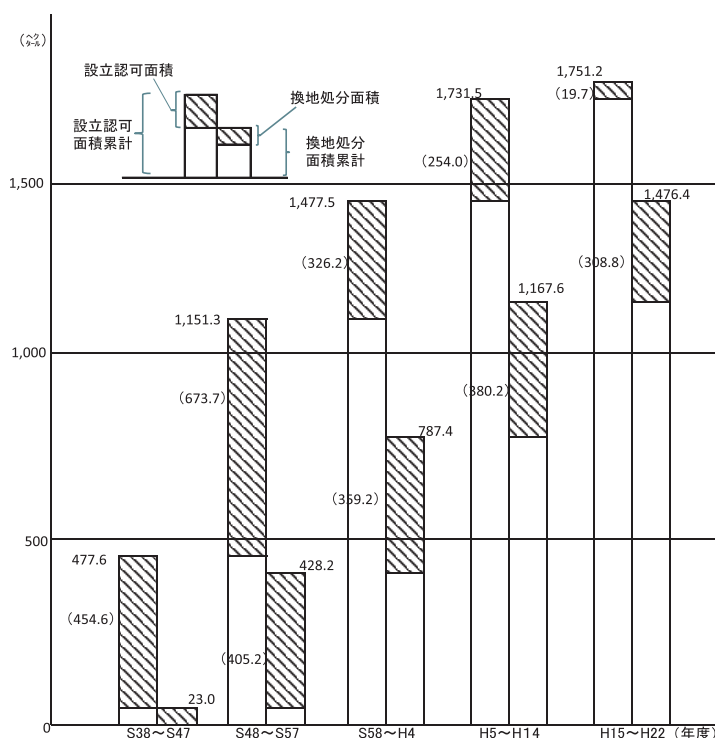
一方、本市施行の区画整理事業は、現在までに鳴海上汐田（約1.9㍍）、有松（約7.0㍍）及び大高駅前（約9.7㍍）において行われています。

鳴海上汐田土地区画整理事業は、昭和54（1979）年度に事業を開始し昭和62（1987）年度に換地処分を行い、事業を完了しています。

有松土地区画整理事業は、平成2（1990）年度に事業を開始し、東海道沿いの伝統的建造物等歴史的景観との調和を図りながら、地区を貫く都市計画道路有松線を始め国道1号線用地拡幅、地区内道路、ありまつ公園、手越川の整備を行い、平成21（2009）年度換地処分を行っています。また、地区外を含む有松東海道の無電柱化事業は平成20（2008）年度に事業を開始し、平成24（2012）年度に事業を完了しています。

大高駅前土地区画整理事業は、平成4（1992）年度に事業を開始し、平成8（1996）年

緑区における土地区画整理組合の設立認可と換地処分の状況



度に仮換地の指定を行っています。平成20（2008）年度には、都市計画道路大高北線の整備が完了し、現在は、早期の事業完了に向け、建物移転や都市計画道路大高町線などの道路整備を進めています。

土地区画整理法に基づく緑区内の土地区画整理組合（平成25年7月1日現在）

番号	組合名等	設立認可 年 月 日	施 行 地 区 面 積 (㎡)	換地処分 告示年月日	解散認可 年 月 日	番号	組合名等	設立認可 年 月 日	施 行 地 区 面 積 (㎡)	換地処分 告示年月日	解散認可 年 月 日
1	鳴 海 中 部	S35. 8.15	23.01	S43.10.14	S48.10. 3	32	桶 狭 間 北 部	S56. 9. 7	9.31	S63. 9.24	H 1. 9.29
2	鳴 海 西 部	S38. 7.19	82.43	S57. 6.19	S59. 3.30	33	藤 塚	S57. 1.12	21.95	H 3. 8.17	H 4. 2. 6
3	汐 見 ケ 丘	S38.10.10	27.42	S48.10. 2	S50. 7. 1	34	徳 重 中 部	S57. 3.17	46.45	H14. 8.23	H18.10.16
4	鳴 海 北 部	S39.11.12	51.01	S51. 1.10	S53. 1.30	35	桶 狭 間 南 部	S58.10. 8	8.83	H 1.10. 7	H 2. 3.31
5	野 並 東 部	S41. 3. 9	15.28 (の一部)	S53. 9.22	S56. 1.29	36	篠 の 風 第 二	S58.12. 7	13.64	S63. 7. 9	S63.12.21
6	六 条	S41.11. 4	32.11	S51. 7.17	S53. 3.31	37	神 ノ 倉 東 部	S60. 3.30	46.39 (の一部)	H16.10. 8	H20. 3.19
7	篠 ノ 風	S42. 3. 1	8.96	S52. 3.19	S53. 7.12	38	諸 ノ 木 北 部	S60.11. 6	20.00	H 7.12. 1	H 8. 9. 5
8	セ ト 山	S42. 8. 7	3.77	S51. 5.15	S52. 6.29	39	桶狭間北部第二	S61. 7.30	15.61	H 9. 9.26	H11.10.14
9	鳴 海 東 丘	S42.10. 7	27.68	S54. 5.26	S58. 9.28	40	南 ケ 丘	S62. 4. 6	16.83	H13. 2.16	H16. 3.30
10	曾 根 田	S43.10.30	9.06	S52.11.19	S53. 3.31	41	赤 松	S62. 4.27	42.13	H18.11.17	H20. 3.31
11	鳴 海 南 部	S43.11. 1	17.03	S53.10. 7	S56. 1.29	42	鳴 海 ケ 丘	H 1. 4.14	5.56	H 9.11.28	H12. 3.27
12	鳴 海 大 根	S44. 1.18	10.65	S56. 1.17	S57. 3.31	43	清 水 山	H 1.10.14	78.40	H21.11. 6	H23. 3.31
13	桃 山	S45. 1.22	27.80	S49. 4.17	S49.10.23	44	水 広 下	H 2. 5. 2	48.69		
14	相 生 南 部	S45. 7.25	24.57 (の一部)	S55. 6.14	S56. 3.31	45	桶 狭 間 中 部	H 2. 7.17	20.36	H22.11. 5	H24. 3.30
15	鳴 海 黒 石	S45. 9. 1	50.04	S56. 5.16	S57.11.15	46	大 根 山	H 4. 8. 7	16.41	H20.10.31	H21. 3.24
16	神 ノ 倉	S45. 9. 1	31.72	S51. 2. 7	S51.10.28	47	大 高 緑 地 西	H 5. 7.27	9.14	H16. 2. 6	H17. 3.25
17	上 螺 貝	S45. 9.10	3.49 (の一部)	S48.10.24	S49. 6.20	48	大 高 中 部	H 5.12. 3	13.33	H19.11.16	H20. 3.25
18	鳴海嫁ヶ茶屋	S46.12. 3	12.53	S59.11. 2	S61. 3.31	49	徳 重 北 部	H 6.12.27	33.75		
19	緑 黒 石	S48. 1.26	36.94	S61.12.13	S62. 3.27	50	定 納 山	H 7. 1.12	27.55	H24.11. 9	
20	緑 ケ 丘	S49. 2.12	75.84	H 2.12. 1	H 4. 3.31	51	森 下	H 7. 2.13	1.97	H11.12.17	H12. 3.27
21	左 京 山	S50. 4.30	24.13	S59.11. 2	S62. 9. 3	52	ハ ツ 松	H 7. 5. 9	20.56	H22.11. 5	H23.11.15
22	徳 重 南 部	S51. 2.16	80.11	H 3.11.16	H 4.10.13	53	大高南（特定）	H 7. 6.22	121.70		
23	弥 生 ケ 丘	S51. 8.18	12.49	S61. 5.17	S62. 3.31	54	諸 ノ 木 南 部	H 7. 8. 7	24.04		
24	旭	S52. 9. 6	35.23	S61. 7.26	S62.11. 6	55	赤 松 北 部	H10. 3.26	1.64	H18. 6.23	H18.12.15
25	滝 ノ 水	S54. 1.16	167.49	H 5. 8. 6	H 6. 2.17	※56	鳴 海 地 区	H15. 2.19	0.30	H20. 3.28	H22. 3.26
26	平 手 南 部	S54. 3.14	66.16	H15. 9.26	H16. 3.30	57	大 高 下 瀬 木	H18. 4. 6	0.66	H21.11. 6	H22. 3.25
27	大 高	S55. 2.13	14.49	S63. 7.30	H 1. 2.13	58	明 願	H22. 2. 4	5.16		
28	横 吹	S55.12.25	13.76	H 1. 9.22	H 4. 3.25	59	徳 重 東 部	H22. 2. 5	6.59		
29	鳴 海 姥 子 山	S56. 3. 5	47.06	H 9.11.28	H14. 3.29	60	桶 狭 間 北 西 部	H22. 4.16	7.31		
30	坊 主 山	S56. 3. 5	14.75	H 5.12. 3	H 6. 3.31	61	大 高 赤 塚	H24. 3.27	1.52		
31	平 手 北 部	S56. 7. 7	44.50	H10. 9.25	H11.10.26	62	徳重東部第二	H24. 3.27	5.72		

(注) 1 ※は個人施行
2 施行地区面積の欄中（の一部）は、他区にまたがるもの

市街地再開発事業

市街地再開発事業とは、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした事業であり、緑区では、本市施行の市街地再開発事業として、鳴海駅前地区と有松駅前地区の2地区で施行されています。

鳴海駅前第2種市街地再開発事業

鳴海駅前地区（3.2ヘクタール）では、平成4（1992）年度に権利変換方式の第1種市街地再

開発事業の都市計画決定を行いました。公共施設の早期整備の必要性から、平成10（1998）年度に管理処分方式の第2種市街地再開発事業に都市計画変更し、事業計画決定を行いました。

本地区では、交通渋滞の解消をめざす名鉄名古屋本線（天白川～左京山間）の連続立体交差事業とともに都市計画道路や駅前広場等、交通結節点としての機能を高める整備を進めるとともに、緑区の玄関口にふさわしい魅力ある商業・業務、都市型住宅を配し、地区の活性化をめざしています。

A・B・C・Dの4つの工区に分けて整備を進めていますが、駅南側のD工区には、平成17（2005）年度に住宅・商業施設・駐車場が完成し、連続立体交差事業は平成19（2007）年度に完了しました。都市計画道路古鳴海停車場線及び南駅前広場も平成21（2009）年度に完成しました。駅南西側のC工区については、平成25（2013）年度に業務施設（金融機関）が開業し、現在住宅棟の建設を進めています。駅北側のA・B工区については用地買収を進めています。



鳴海駅前再開発事業D工区（リベスタ鳴海）

有松駅前第1種市街地再開発事業

有松駅前地区（3.2^{ヘクタール}）では、平成5（1993）年度に権利変換方式の第1種市街地再開発事業として都市計画決定し、平成8（1996）年度に事業計画決定を行いました。

本地区では、歴史あるまちの文化と遺産を継承しつつ、都市計画道路有松線や駅前広場などの公共施設整備を軸として、まちの中心となる商業施設の整備や住宅建設を進めました。

平成13（2001）年度には名鉄有松駅が橋上化され、平成18（2006）年度には都市計画道路有松線が完成しました。

建物については、平成16（2004）年度に商業施設がオープンし、平成18（2006）年度には住宅棟も完成し事業が完了しました。



有松駅前再開発事業（ウィンハート有松）

第5章 市民利用施設

徳重地区会館

所在地 緑区鳴海町字徳重18番地の41
敷 地 約1,830平方^{メートル}
建 物 鉄筋コンクリート造4階建
(体育室・多目的室は4階、以外は3階)



沿 革

平成22（2010）年5月6日に、ユメリア徳重の開館と同時に名古屋市内においては6番目の地区会館として名古屋市徳重地区会館は開館しました。

開館より指定管理者として、民間企業のサンエイ株式会社とその運営管理にあたっています。（ちなみに指定管理者としての任期は4年間です。）

平成23（2011）年3月からは徳重地区においてバス及び地下鉄の運行が始まり、それに伴い遠方からの利用者が急増し、市内有数の利用率を誇る地区会館となっています。

活動内容としては、日々の貸館業務のほかに年に数回の自主事業の開催や災害発生時における避難所の開設などがあります。

施設概要

開館時間は10時から21時、休館日は毎週月曜日並びに祝祭日、及び年末年始です。

施設は、第1集会室、第2集会室、実習室、和室、茶室、多目的室、体育室があり、附帯施設として無料で利用できる児童室、ギャラリーコーナーや印刷室（有料）があります。

利用の申し込みは、利用希望月の3か月前から可能であり、通常は窓口にて受付をしています。初日受付に限り『予約抽選会』を行い、毎回非常に多くの予約希望者が参集しています。とりわけ人気のある体育室や多目的室は、初日受付『予約抽選会』でほとんど決まっているのが現状です。

施設利用に関しては細かな取り決めがあり、施設内での物品販売及び類似行為、喫煙・飲酒、火器類の使用（実習室を除く）は厳禁となっています。また、未成年者による利用申し込みもできないことになっています。

第1集会室と第2集会室はパーティション、和室と茶室はふすまによって間仕切られています。利用目的や利用人数によってはこれらを取り払い、一つの部屋として利用することも可能です。

緑文化小劇場

所在地 緑区乗鞍二丁目223番地の1
敷地 2,790平方メートル
建物 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建



沿革

平成3（1991）年に「市民の身近な文化活動の場を提供することにより、市民文化の振興に寄与する目的」として名古屋市文化小劇場条例が制定されました。その後、市内9館目の文化小劇場として平成13（2001）年6月に開館しました。上記設立目的に沿った管理運営はもとより、公の施設としての公平性や平等利用の確保、舞台の安全管理等を基本的指針として運営し、平成23（2011）年には開館10周年を迎えました。

施設概要

ホールは450席の客席（車椅子スペース4席含む）と、プロセニウムステージ形式の舞台、2室の楽屋（和・洋各一室）で構成されています。舞台備品として、世界3大ピアノメーカーの一つであるスタインウェイ社製グランドピアノを常設しているのが特徴です。練習室は広さ44平方メートル、壁面鏡張りでカワイ製アップライトピアノを常設しています。音楽、演劇、舞踊などの練習用途に利用可能です。

平成23（2011）年3月末には地下鉄桜通線「徳重」駅が開通し、交通アクセスが従来と比べて格段に向上しました。それにあわせて駐車場も有料化されました。



客席と舞台

事業概要

開館記念事業では音楽劇『猩々』を公演しました。その後、多数の地域文化団体と連携した事業を定期的に実施しています。また、練習室利用者に発表の機会を提供するフェスティバルの開催や、隣接するJAみどりと協力して行うモーニングコンサートなど、利用促進と来場者増に取り組んでいます。

芸術活動の普及については、「文化芸術グループ紹介コーナー」や「芸術文化活動支援ネット」の設置、アーティストを紹介する「登録アーティスト制度」などを運営しています。

名古屋市医師会緑区休日急病診療所

所在地 緑区鳴海町字池上98番地の5
敷 地 3,197平方メートル
建 物 鉄骨造2階建



急な発熱など休日に具合が悪くなったときの第一次急病診療体制として、名古屋市医師会の全面協力のもとに、各区に順次、名古屋市医師会による開設・運営の休日急病診療所が設置されました。

「緑区休日急病診療所」は、市内で14番目の診療所として、昭和56（1981）年4月7日に完成、同19日から診療を開始し、今日まで多数の市民が受診しています。

同診療所の概要は、次のとおりです。

- 診療科目 …… 内科、小児科
- 診 療 日 …… 日曜日、祝日、年末年始
- 受付時間 …… 午前9時30分～正午、午後1時～午後4時30分

平成24年度の利用状況

- 患者数 5,321名
- 診療科目別患者数

内 科	小児科	計
2,259	3,062	5,321

- 疾患別患者数

感冒様症候群	気管支肺炎 疾 患	消化器疾患	アレルギー性 疾 患	神経系運動 疾 患
2,266	467	1,139	75	28
急性伝染性 疾 患	循環器疾患	皮膚泌尿器 疾 患	外傷・中毒・ 異物	その他
936	15	178	58	159

緑福社会館・緑児童館

所在地 緑区相原郷二丁目701番地
敷 地 1,989平方メートル
建 物 鉄筋コンクリート造2階建
(1階福社会館・2階児童館)



沿 革

福社会館は、老人福祉法に基づく老人福祉施設で、地域における高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の場の提供などを行い、高齢者に健康で明るい生活を営んでいただくことを目的とした施設です。

また、児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、遊びを通して、子どもの健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした施設です。

緑福社会館は本市で13番目の福社会館として、緑児童館は10番目の児童館として、ともに昭和50（1975）年5月に開館しました。

平成16（2004）年度からは、全ての福社会館・児童館について、民間事業者のノウハウを活用しながら市民サービスの向上を図ることなどを目的として、指定管理者による管理運営制度を導入しています。

業務内容

福社会館

市内にお住まいの60歳以上の方を対象に、無料で健康相談、生活相談などに応じるとともに、各種の趣味講座の開設や、機能回復訓練等の実施、入浴事業など、幅広い事業を行っています。

また、囲碁、将棋、卓球などの器具や設備を利用者に開放し、自由に利用していただけるようにしているほか、老人クラブや福社会館利用者による同好会・ボランティアグループなどに、活動の拠点として施設を提供しています。

児童館

18歳未満の子どもとその保護者を対象としており、だれでも自由に利用できます。

仲間とともに遊び、豊かな生活体験を重ねる中で、自分で考え、行動し、自主性や社会性、創造性を身につけていくことができます。

いつでも自由に遊べる場、子育て世代の交流の場及び地域との交流の場として、親子体操や将棋などのクラブ活動や、子どもたちが主体的に企画に参加するこどもまつりなどの行事等を実施しています。

青少年宿泊センター

所在地 緑区大高町字蝮池4番地6
敷地 5,372平方メートル
建物 鉄筋コンクリート造4階建、一部2階建



沿革

青少年が積極的に活動し、健全な育成を図るための場として、泊まりがけで学習やスポーツ活動のできる施設が強く要望され、緑区内に昭和58（1983）年6月5日に「宿泊青年の家」として開館しました。

平成18（2006）年12月に、社会性及び主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図る「名古屋市青少年交流プラザ」の「分館」となりました。

平成21（2009）年4月に名称を「青少年宿泊センター」に変更するとともに指定管理者制度を導入し、現在に至っています。

施設概要

大高緑地公園南隣の蝮（まむし）池に面しており、水と緑に恵まれ景色のよい所に位置しています。青少年に団体宿泊活動を通して、心のふれあいと仲間づくりをすすめ、想像力と自立心を培い、新しい世代を背負うにふさわしい健全な青少年の育成を願い建設された施設です。

利用は、5人以上の青少年グループ・団体の学習、スポーツ活動が中心ですが、一般団体の研修活動にも利用できます。

本館と南館、体育室からなり、本館は4階建てで、一階が活動室、音楽室、談話コーナー、二階が教室、活動室など研修フロアー、三階と四階は宿泊フロアーとして16室で120人の収容ができます。和室のほか洋室もあり、洋室はバリアフリーになっています。

南館は一階が食堂、二階がプレイルームで、照明設備のあるステージと視聴覚機器を備えており、映画、音楽、演劇等各方面の活動ができます。

体育室はスポーツ・レクリエーションの場として、バレーボール・バスケットボール・バドミントン・卓球などができます。

みどりが丘公園

所在地 緑区鳴海町字笹塚17番地

計画面積 60^{ヘクタール}



沿革

本市では、昭和50年代に入り、市営八事霊園が飽和状態になり、市民の根強い墓地需要に答えられなくなってきました。

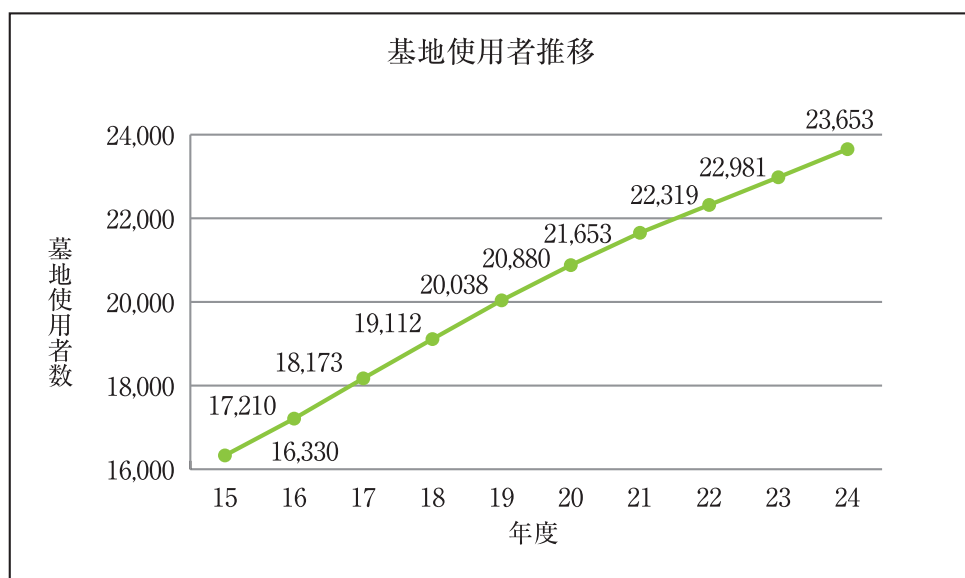
これに対応し、墓地を安定供給するため、従来より計画されていた墓園の建設地を緑区の勅使ヶ池緑地の北側の一部に定め、昭和59（1984）年にみどりが丘公園事業に着手しました。

施設概要

みどりが丘公園は、都市計画墓園として自然環境を保全し、緑と水に包まれた魅力ある墓地公園の整備を行っており、平成24（2012）年度末現在、24,608区画の墓地を整備し、将来的には面積60^{ヘクタール}、墓地47,000区画を有する墓地公園となる予定です。

花・水・緑に包まれた憩いと安らぎの場として、お墓参りだけでなく、一般公園利用としての散策・ジョギングなど市民に親しまれる墓地公園を目指しております。

また、公園の中央にある「みどりが丘公園会館」では、墓地等の相談窓口を設けるほか、飲料水の自動販売機を設置し公園利用者の休憩施設としても広く利用いただいています。



緑図書館

所在地 緑区旭出一丁目1104番地
敷 地 1,600平方メートル
建 物 鉄筋コンクリート造2階建



沿革

名古屋市の一区一図書館の計画に基づき、昭和47（1972）年8月12日に本市13番目の図書館として開館しました。現在、名古屋市図書館は鶴舞中央図書館を中心に20の分館、配本所、自動車図書館で運営されており、名古屋市図書館どの図書館でも利用できる共通貸出券の発行や借りた本を他の名古屋市立図書館に返却できる共通返却制度など図書館ネットワークとして市民の皆さまにサービスを提供しています。

施設概要

一階は一般コーナー、児童コーナー、新聞・雑誌コーナーがあり、二階には集会室（42席）、おはなしの部屋、学習室（120席）、事務室などがあります。

蔵書冊数は約10万冊です（平成24年度末）。

市立緑高等学校の南面に位置し、高台にあるため南部方面を見渡すことができ、素晴らしい眺望が望めます。

会と催し

《文化講演会》郷土のテーマを中心に毎年一回開催
《展示会》テーマを決め、関連する資料を展示。随時開催。
《おはなし会》毎月第一、三木曜日、毎月第一、二、四土曜日開催
《わらべうたの会》第五木曜日開催

利用の推移

年度	利用者数	貸出冊数
平成22	187,148	674,425
23	176,625	628,927
24	174,864	610,999

刊行物

《新着図書案内》図書館に新しく入った図書（一般向け）のブックリスト
《としょかんつうしん》小学生を対象にした行事などの案内で年10回刊
《ぎゅわぎゅわ日和》ティーズ向けの図書の紹介で毎月1回刊
《十代的新刊》ティーンズ向け新着図書の案内で毎月1回刊

徳重図書館

所在地 緑区鳴海町字徳重18番地の41
敷 地 約1,039平方メートル
建 物 鉄骨造 地上4階建て3階部分



沿 革

平成22（2010）年5月6日（木）、本市21番目、支所管内としては6番目の図書館として開館しました。緑区では2つ目の図書館となります。

施設概要

「ユメリア徳重」の3階西側に位置します。図書館の延べ床面積は1,039平方メートル、専用部分626平方メートル、共用部分412平方メートル、蔵書冊数は7万冊です（平成24年度末）。

閲覧室はワンフロアで使いやすく、児童コーナー内の「おはなしの部屋」では、小さなお子さんと一緒に床に座って赤ちゃん絵本や育児本を楽しめます。

ほかに「学習室」（24席）や、視覚障害者の方に希望の本をお読みする「対面読書室」（予約制）を備えています。

名古屋市図書館唯一の「火曜日休館」、閉館時間後にも貸出資料を受け取れる「時間外貸出ロッカー」の設置など他の図書館はないサービスも行っています。

小規模館ですが、地下鉄、バスターミナル、ショッピングモールに隣接し、通勤通学や買い物ついでに利用できる便利さが好評です。平成24（2012）年度には、利用者数、貸出冊数ともに名古屋市図書館分館第一位となりました。

会と催し

《おはなし会》毎月第一、二、四木曜日、毎月第一土曜日開催

《ユメリアブッククラブ（テーマ別ブックトークの会）》毎月第四土曜日開催 など

《テーマ展示》テーマに沿って色々な本を紹介する展示棚を常設

利用の推移

年度	利用者数	貸出冊数
平成22	155,455	535,720
23	217,918	731,070
24	232,788	774,291

刊行物

《新着図書案内》図書館に新しく入った図書（一般向け）のブックリスト

《徳重図書館だより》行事や図書の紹介などの月刊広報紙

緑スポーツセンター

所在地 緑区相原郷一丁目2901番地
敷 地 13,011平方メートル
建 物 鉄筋コンクリート造
地下1階、地上2階建



沿 革

緑スポーツセンターは、市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康な生活を送ることができるようにすることを目的として、平成4（1992）年7月に開館しました。

緑区の閑静な住宅地、滝ノ水の南にあり、まわりの住環境にあわせて建物を半地下とし、地域の景観にとけこんだ地域密着のスポーツ施設です。

平成18（2006）年度からは、民間事業者のノウハウを活用しながら市民サービスの向上を図ることなどを目的として、指定管理者による管理運営制度を導入しています。

施設概要

体育館・格技場・屋内温水プール・トレーニング室などを有する、屋内型総合スポーツ施設です。健康・体力づくり、地域の交流など、年間を通して多くの区民のみなさまにご利用をいただいています。アリーナは1,000席を超える観覧席を有し、大規模なスポーツ大会の開催が可能です。

平成24（2012）年7月には、開館20周年を迎えました。



にぎわうプール



第1競技場のようす

主な施設（実施できる種目）

- 第1競技場（バスケット、バレーボール等）
- 第2競技場（柔道、剣道等）
- 軽運動場（卓球、エアロビクス等）
- トレーニング室
- 屋内温水プール
- 弓道練習場
- 会議室

名古屋市立緑市民病院

所在地 緑区潮見が丘一丁目77番地
敷 地 9,740平方メートル
建 物 鉄筋コンクリート造
地下1階、地上6階建



沿革

緑市民病院は、昭和20（1945）年9月に旧愛知郡鳴海町国民健康保険組合診療所として開設され、その後、同24（1949）年10月に鳴海町国民健康保険鳴海町民病院として病床数20床、3診療科で発足しました。

昭和38（1963）年4月、鳴海町の名古屋市への合併により、病院名が現在の名古屋市立緑市民病院へと改称され、昭和50（1975）年5月には総合病院として承認を受けました。

平成24（2012）年4月から名古屋市立病院改革プランに基づき、指定管理者制度を導入し、医療法人純正会が運営しています。

業務内容

平成25（2013）年4月現在、診療科として内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、脳神経内科、小児科、外科、消化器外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、病理診断科の20科、病床数は300床（稼働病床150床）となっています。

主要な医療機器としては全身用CT診断装置（128スライス）、強力放射線深部治療装置、心血管造影連続撮影装置、超音波内視鏡装置、磁気共鳴断層撮影装置（1.5テスラ）等を有しています。

特にながん医療の一層の充実のため、放射線治療室や外来化学療法センターを設置し、総合的なながん治療に努めています。

指定管理者制度導入後は、医師の増員に努め、休床している病棟を順次再開棟し、救急の受入れや地域の医療機関との連携をさらに強化しています。また電子カルテの導入や病院機能評価（第三者評価）の受審準備などを進めており、地域からの要望・期待に応えることのできる地域の中核病院としての姿を取り戻していきたいと考えています。



外来化学療法センター